

令和6年度 神奈川県

人事委員会年報

人事委員会は、地方公務員法に基づく人事行政の第三者機関として、法律又は条例に規定された事務を処理しており、その事務は、任用、給与、公平審査関係等、人事行政の全般にわたります。

本冊子「人事委員会年報」は、人事委員会の組織と標記の年度に実施した事業の概要をまとめたものです。

広く皆様にご覧いただき、人事委員会及びその業務に対するご理解をいただければ幸いです。

令和7年7月

目 次

I 組 織 の 概 要

1 人事委員会の設置、構成及び運営	1
(1)設置根拠	1
(2)使命	1
(3)構成等	1
(4)委員	1
(5)任期	1
(6)委員長	1
(7)職務代理	1
(8)開催・議決	1
(9)権限	1
2 人事委員会の会議開催状況	2
3 事務局の組織及び事務分掌等	5
(1)組織及び事務分掌	5
(2)職員の配置状況	6
(3)当初予算(令和7年度)	6

II 事 業 の 概 要

1 任用関係業務	7
(1)試験等の概要	7
(2)採用試験・選考の実施状況	7
ア 職員採用早期Ⅰ種試験	7
イ 職員採用Ⅰ種試験	7
ウ 職員採用秋季Ⅰ種試験	7
エ 職員採用Ⅲ種試験	7
オ 公立小中学校等事務職員採用試験	7
カ 早期免許資格職職員採用試験	8
キ 免許資格職職員採用試験	8
ク 秋季免許資格職職員採用試験	8
ケ 中途採用試験	8
コ 警察事務職員採用試験	8
サ 警察官採用試験	8
シ 採用選考	8
(3)昇任選考等の状況	9
ア 昇任選考	9
イ 臨時的任用の承認	9
ウ 任期付研究員・任期付職員の採用の承認	9

(4) 募集・広報活動等	9
ア リーフレット、日程案内の作成、配布	9
イ 大学等における採用関係説明会への参加	9
ウ 高等学校等進路指導担当者に対する説明会の開催	9
エ 採用試験説明会の開催	9
オ 県のしごと紹介座談会	9
カ ゴールデンウィーク庁舎公開における県のしごと説明会&相談会	9
キ ホームページによる情報提供	9
ク インターネット広告	9
〔任用関係資料索引〕	10
2 給与関係業務	23
(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告	23
(2) 条例案に対する意見の提出	23
(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃	23
(4) 基準承認及び個別承認	25
〔給与関係資料索引〕	25
3 公平審査関係業務	41
(1) 勤務条件に関する措置の要求	41
(2) 不利益処分に関する審査請求	41
(3) 苦情相談	41
(4) 公務災害補償審査請求	41
4 勤務時間、休暇等勤務条件関係業務	42
(1) 勤務条件に係る人事委員会の役割	42
(2) 条例案に対する意見の提出	42
(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃	42
(4) 「職員の勤務時間、休暇等」の発行	43
5 労働基準監督機関としての業務	43
(1) 労働基準監督機関としての職権行使	43
(2) 労働基準監督機関としての職権行使の状況	43
ア 各事業所における管理状況の把握と指導	43
イ 事業所調査と指導	43
ウ 許認可等の事務	43
エ 研修会、研究会	44
オ 「労働基準関係事務の手引」の発行	44
6 職員団体等関係業務	44
(1) 管理職員等の範囲の決定	44
(2) 職員団体の登録	44
7 働きかけ規制違反に関する監視等業務	44
8 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務	44
(1) 市町村等の公平委員会の事務の受託	44

(2) 受託団体	45
(3) 受託事務	45
9 退職手当の支給制限等の処分に係る審査業務	45
〔公平関係資料索引〕	45
10 人事委員会協議会等事業結果	50
(1) 全国人事委員会連合会	50
(2) 関東甲信越静人事委員会協議会	51
(3) 十六都道府県人事委員会協議会	53
(4) 三県人事委員会連絡協議会	53

I 組 織 の 概 要

1 人事委員会の設置、構成及び運営

(1) 設置根拠

ア 法：地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項。都道府県及び指定都市（地方自治法第252条の19第1項）は、条例で人事委員会を置くものとされている。

イ 条例：神奈川県人事委員会設置条例（昭和26年神奈川県条例第37号）。本県の人事委員会は、昭和26年6月12日、この条例により設置された。

(2) 使命

地方公共団体における人事行政の専門性・特殊性の観点から、専門的・中立的機関として権限を行使し、より適正な人事が行われるようにすることが人事委員会の使命である。一方、任命権者は人事権（職員の任免、分限、懲戒等）を職員へ直接行使している。

(3) 構成等

人事委員会は、3人の委員で組織された合議制機関（法第9条の2第1項）。（令和7年4月1日時点）

職 名	氏 名	就 任 年 月 日	任 期	備 考
委員長	小池 治	令和3年7月26日	4年（1期目）	横浜国立大学名誉教授（委員長就任：令和3年7月28日）
委 員	岩田 恭子	平成27年7月19日	4年（3期目）	弁護士
委 員	浜辺 浩章	平成30年7月10日	4年（2期目）	元県労働委員会事務局長

(4) 委員

委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任（法第9条の2第2項）。

(5) 任期

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）。

(6) 委員長

人事委員会を代表する委員長の選任は、委員の合議で行われるが、選挙、指名推薦、いずれの方法でも差支えないとされている。実際には、委員3人が相談、委員2人が他の1人に就任を依頼、本人が承諾して選任（法第10条）。

(7) 職務代理

委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する（法第10条）。

(8) 開催・議決

人事委員会は、原則、委員3人が出席しなければ開くことができない（法第11条第1項）が、会議を開かなければ「公務運営」「職員の福祉」「利益の保護」のいずれかに著しい支障が生ずると認められる十分な理由があれば、2人の委員でも開催できる（同第2項）とされ、議事は出席委員の過半数で決する（同第3項）。
※ただし、委員2人の出席で議事を決する場合、会議開催の特例を適用し、出席委員全員の意思の一致で議事を決する。

(9) 権限

人事委員会の権限は、法第8条で人事行政全般にわたり規定されているほか、個別にも規定され、各権限は性格により3つ（ア～ウ）に分類できる。

ア 行政権限

① 競争試験または選考の実施（法第8条第1項第6号） ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長への勧告（同第5号） ③ 給与、勤務時間その他の勤務条件、その他職員に関する制度についての研究及びその成果の地方公共団体の議会及び長への提出（同第2号） ④ 職員に関する条例の制定・改廃に関する意見の申出（同第3号） ⑤ 職員団体の登録（法第53条） ⑥ 労働基準監督機関としての職権行使（法第58条第5項） 等

イ 準司法的権限

① 勤務条件に係る措置要求の審査（法第8条第1項第9号） ② 不利益処分の審査請求の審査（同第10号） 等

ウ 準立法的権限

① 人事委員会規則の制定（法第8条第5項）等

2 人事委員会の会議開催状況

開催年月日	開催回	種別	議 事 項 目	所管
6. 4. 10	第 1 回	議案 1	行政文書公開請求の一部公開決定に対する審査請求の裁決について	総務課
		議案 2	行政文書公開請求の一部公開決定に対する審査請求に係る審理手続の終結について	総務課
		協議	令和 4 年(不)第 2 号事案について	給与公平課
		報告 1	令和 5 年度神奈川県職員採用試験・選考の結果と採用の状況について	総務課
		報告 2	令和 6 年度神奈川県職員採用試験の採用予定者数について	総務課
6. 4. 24	第 2 回	報告 3	令和 5 年ラスパイレース指数等の状況について	給与公平課
		報告 4	職員団体からの要請について	給与公平課
		議案 1	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（障がい者）について	総務課
		議案 2	人事委員会規則の改正について ・職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	給与公平課
		報告 1	令和 6 年度神奈川県職員採用早期 I 種試験等の第 1 次試験合格状況について	総務課
6. 5. 8	第 3 回	報告 2	職員給与等実態調査の概要について	給与公平課
		報告 3	職種別民間給与実態調査の概要について	給与公平課
		報告 4	令和 6 年(不)第 1 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 5	令和 6 年(不)第 2 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告	令和 5 年度職員苦情相談の状況等について	給与公平課
6. 5. 23	第 4 回	議案 1	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（情報工学職）について	総務課
		議案 2	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（交通心理員）について	総務課
		議案 3	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（電気職）について	総務課
		議案 4	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（機械職）について	総務課
		議案 5	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（建築職）について	総務課
6. 5. 29	第 5 回	議案 6	人事委員会規則の改正について (1) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (2) 神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	給与公平課
		報告 1	令和 6 年度神奈川県職員採用 I 種試験等の申込状況について	総務課
		報告 2	令和 5 年(不)第 1 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	総務課
		議案 1	令和 6 年度神奈川県職員採用早期 I 種試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		議案 2	令和 6 年度神奈川県早期免許資格職職員採用試験採用候補者名簿の確定について	総務課
6. 6. 12	第 6 回	報告	令和 4 年(不)第 2 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		議案	平成 26 年(不)第 1 号事案について	給与公平課
		協議 1	令和 4 年(不)第 2 号事案について	給与公平課
6. 6. 26	第 7 回	協議 2	令和 6 年(不)第 1 号事案について	給与公平課
		議案 1	令和 6 年(不)第 3 号事案について	給与公平課
		議案 2	令和 6 年(不)第 4 号事案について	給与公平課
6. 7. 17	第 8 回	協議	令和 6 年人事委員会報告・勧告に係る審議予定について	給与公平課
		報告	令和 6 年(不)第 2 号事案に係る審査請求取下書の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告	採用選考職の認定及び選考の実施の基準（司書）について	総務課
6. 8. 7	第 9 回	協議	令和 6 年(不)第 1 号事案について	給与公平課
		報告 1	令和 6 年度神奈川県職員採用 I 種試験等第 1 次試験の合格状況について	総務課
		報告 2	職種別民間給与実態調査の実施状況について	給与公平課
6. 8. 14	第 10 回	報告 3	令和 6 年(不)第 3 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 1	職員給与等実態調査の結果について	給与公平課
		報告 2	職種別民間給与実態調査の結果について	給与公平課
6. 8. 21	第 11 回	報告 3	令和 5 年(不)第 1 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 4	令和 6 年(不)第 4 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告	令和 6 年度神奈川県職員採用 I 種試験（技術系区分）採用候補者名簿の確定について	総務課
6. 8. 28	第 12 回	議案 1	令和 6 年度神奈川県公立小中学校等事務職員採用 I 種試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		議案 2	令和 6 年度神奈川県免許資格職職員採用試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		報告	人事院給与報告・勧告の概要について	給与公平課
6. 8. 28	第 12 回	協議	給与報告・勧告について ・検討項目（給与関係）	給与公平課
		報告 1	給与報告・勧告について ・生計費	給与公平課
		報告 2	令和 6 年(不)第 1 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
6. 8. 28	第 12 回	議案 1	令和 6 年度神奈川県職員採用 I 種試験（行政）採用候補者名簿の確定について	総務課
		議案 2	令和 6 年度神奈川県警察事務職員採用 I 種試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		協議	給与報告・勧告について ・課題整理	給与公平課
6. 8. 28	第 12 回	報告 1	令和 6 年度第 1 回神奈川県警察官採用試験の実施結果について	総務課
		報告 2	令和 4 年(不)第 2 号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課

開催年月日	開催回	種別	議 事 項 目	所管
6. 9. 3	第13回	協議 1	給与報告・勧告について ・ 公民較差、改定方針	給与公平課
		協議 2	給与報告・勧告について ・ 文案（1回目（公務運営））	総務課・給与公平課
		報告 1	令和6年(不)第4号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 2	解雇予告除外認定について	給与公平課
		報告 3	職員団体の要請等について	給与公平課
6. 9. 11	第14回	協議 1	給与報告・勧告について ・ 文案（2回目（給与））	給与公平課
		協議 2	令和6年(不)第3号事案について 令和6年(不)第1号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課 給与公平課
6. 9. 18	第15回	協議	給与報告・勧告について ・ 文案（3回目）	総務課・給与公平課
		報告 1	令和6年度神奈川県職員中途採用試験第1次試験の合格状況について	総務課
		報告 2	職員団体の要請について	給与公平課
		報告 3	令和5年(不)第1号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
6. 9. 27	第16回	協議 1	給与報告・勧告について ・ 文案（4回目）	総務課・給与公平課
		協議 2	給与報告・勧告の当日の日程等について	給与公平課
		協議 3	給与報告・勧告の概要について	給与公平課
6. 10. 3	第17回	協議 1	給与報告・勧告について ・ 文案（5回目）	給与公平課
		議案 1	職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について	総務課・給与公平課
		議案 2	給与報告・勧告の実施について	給与公平課
		協議 2	令和4年(不)第2号事案について 職員団体からの要請について	給与公平課 給与公平課
6. 10. 11	第18回	議案	令和6年度神奈川県職員採用Ⅲ種試験（建設技術（土木）及び電気）採用候補者名簿の確定について	総務課
		報告	令和6年(不)第1号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
6. 10. 23	第19回	議案	令和6年度神奈川県職員中途採用試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		協議	令和4年(不)第2号事案について	給与公平課
		報告 1	令和6年度神奈川県職員採用Ⅲ種試験等（建設技術（土木）及び電気を除く）第1次試験の合格状況について	総務課
		報告 2	令和6年(不)第3号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
6. 11. 6	第20回	報告 3	令和6年(不)第4号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		協議 1	令和4年(不)第2号事案について	給与公平課
		協議 2	令和6年(不)第1号事案について	給与公平課
6. 11. 13	第21回	報告 1	令和6年(不)第1号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 2	令和6年度神奈川県人事委員会給与報告・勧告について	給与公平課
		議案 1	令和6年度神奈川県職員採用Ⅲ種試験（行政）採用候補者名簿の確定について	総務課
		議案 2	令和6年度神奈川県公立小中学校等事務職員採用Ⅲ種試験採用候補者名簿の確定について	総務課
6. 11. 26	第22回	議案 3	令和6年度神奈川県免許資格職職員採用試験（栄養士）採用候補者名簿の確定について	総務課
		議案 4	令和4年(不)第2号事案について	給与公平課
		協議	令和4年(不)第2号事案について	給与公平課
		報告 1	令和6年度神奈川県職員採用秋季Ⅰ種試験等第1次試験の合格状況について	総務課
6. 12. 3	第23回	報告 2	令和6年(不)第3号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		議案	令和6年度神奈川県警察事務職員採用Ⅲ種試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		報告 1	令和6年度人事委員会給与勧告に係る交渉結果等について	給与公平課
6. 12. 11	第24回	報告 2	令和6年(不)第1号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 3	解雇予告除外認定について	給与公平課
6. 12. 18	第25回	議案	条例案に対する意見について	給与公平課
		協議	令和7年度神奈川県職員採用試験の見直しについて	総務課
		報告 1	令和6年(不)第3号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
		報告 2	令和6年(不)第4号事案に係る書面の提出に伴う処理について	給与公平課
6. 12. 18	第25回	報告 3	解雇予告除外認定について	給与公平課
		議案 1	令和6年度神奈川県職員採用秋季Ⅰ種試験採用候補者名簿の確定について	総務課
		議案 2	人事委員会規則の改正について ・ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ・ 学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 ・ 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ・ 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 ・ 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	給与公平課
		協議	令和6年(不)第1号事案について	給与公平課

3 事務局の組織及び事務分掌等

(1) 組織及び事務分掌

(令和7年4月1日現在)

計34人	総務課 21人 <table> <tr> <td data-bbox="295 300 343 728">総務グループ</td><td data-bbox="343 300 1436 728"> - 人事委員会の会議に関する事。 - 公印に関する事。 - 事務局の事務の総合調整に関する事。 - 文書の收受、審査、発送、編集及び保存に関する事。 - 情報公開、情報提供及び個人情報の保護の総括に関する事。 - 人事委員会に係る規則案、告示案等の審査に関する事。 - 事務局の予算及び決算に関する事。 - 事務局の物品の調達及び管理に関する事。 - 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関する事。 - 各種協議会の運営に関する事。 - 人事委員会の年報の発行に関する事。 - その他他課の主管に属しない事。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="295 728 343 1052">任用グループ</td><td data-bbox="343 728 1436 1052"> - 競争試験及び選考に関する事。 - 試験問題の作成、編成及び管理に関する事。 - 臨時的任用の承認に関する事。 - 任用関係規則及び運用通知に関する事。 - 任用制度の調査研究に関する事。 - 国又は他の地方公共団体の機関との協定に関する事。 </td></tr> </table>	総務グループ	- 人事委員会の会議に関する事。 - 公印に関する事。 - 事務局の事務の総合調整に関する事。 - 文書の收受、審査、発送、編集及び保存に関する事。 - 情報公開、情報提供及び個人情報の保護の総括に関する事。 - 人事委員会に係る規則案、告示案等の審査に関する事。 - 事務局の予算及び決算に関する事。 - 事務局の物品の調達及び管理に関する事。 - 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関する事。 - 各種協議会の運営に関する事。 - 人事委員会の年報の発行に関する事。 - その他他課の主管に属しない事。	任用グループ	- 競争試験及び選考に関する事。 - 試験問題の作成、編成及び管理に関する事。 - 臨時的任用の承認に関する事。 - 任用関係規則及び運用通知に関する事。 - 任用制度の調査研究に関する事。 - 国又は他の地方公共団体の機関との協定に関する事。
総務グループ	- 人事委員会の会議に関する事。 - 公印に関する事。 - 事務局の事務の総合調整に関する事。 - 文書の收受、審査、発送、編集及び保存に関する事。 - 情報公開、情報提供及び個人情報の保護の総括に関する事。 - 人事委員会に係る規則案、告示案等の審査に関する事。 - 事務局の予算及び決算に関する事。 - 事務局の物品の調達及び管理に関する事。 - 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事、研修及び厚生福利に関する事。 - 各種協議会の運営に関する事。 - 人事委員会の年報の発行に関する事。 - その他他課の主管に属しない事。				
任用グループ	- 競争試験及び選考に関する事。 - 試験問題の作成、編成及び管理に関する事。 - 臨時的任用の承認に関する事。 - 任用関係規則及び運用通知に関する事。 - 任用制度の調査研究に関する事。 - 国又は他の地方公共団体の機関との協定に関する事。				
給与公平課 13人	<table> <tr> <td data-bbox="295 1086 343 1512">給与グループ</td><td data-bbox="343 1086 1436 1512"> - 職員の給与に関する報告・勧告に関する事。 - 給与関係条例に対する意見に関する事。 - 給与関係規則及び運用通知に関する事。 - 職員給与の実態についての調査研究に関する事。 - 民間給与の実態についての調査研究に関する事。 - 労働経済情勢についての調査研究に関する事。 - 生計費についての調査研究に関する事。 - 公務員給与と民間給与との比較に関する事。 - 給与の支払監理に関する事。 - 給与制度等の調査研究に関する事。 - 人事記録の管理に関する事。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="295 1512 343 1926">公平グループ</td><td data-bbox="343 1512 1436 1926"> - 不利益な処分についての審査請求の審査に関する事。 - 分限、懲戒及び服務に関する事。 - 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 - 職員の苦情相談に関する事。 - 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する事。 - 職員団体等に関する事。 - 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 - 公平事務受託地方公共団体の公平委員会の事務に関する事。 - 勤務時間、休暇等制度の調査研究に関する事。 - 退職手当の支給制限等の処分に係る審査に関する事。 - 働きかけ規制違反に関する監視等に関する事。 </td></tr> </table>	給与グループ	- 職員の給与に関する報告・勧告に関する事。 - 給与関係条例に対する意見に関する事。 - 給与関係規則及び運用通知に関する事。 - 職員給与の実態についての調査研究に関する事。 - 民間給与の実態についての調査研究に関する事。 - 労働経済情勢についての調査研究に関する事。 - 生計費についての調査研究に関する事。 - 公務員給与と民間給与との比較に関する事。 - 給与の支払監理に関する事。 - 給与制度等の調査研究に関する事。 - 人事記録の管理に関する事。	公平グループ	- 不利益な処分についての審査請求の審査に関する事。 - 分限、懲戒及び服務に関する事。 - 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 - 職員の苦情相談に関する事。 - 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する事。 - 職員団体等に関する事。 - 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 - 公平事務受託地方公共団体の公平委員会の事務に関する事。 - 勤務時間、休暇等制度の調査研究に関する事。 - 退職手当の支給制限等の処分に係る審査に関する事。 - 働きかけ規制違反に関する監視等に関する事。
給与グループ	- 職員の給与に関する報告・勧告に関する事。 - 給与関係条例に対する意見に関する事。 - 給与関係規則及び運用通知に関する事。 - 職員給与の実態についての調査研究に関する事。 - 民間給与の実態についての調査研究に関する事。 - 労働経済情勢についての調査研究に関する事。 - 生計費についての調査研究に関する事。 - 公務員給与と民間給与との比較に関する事。 - 給与の支払監理に関する事。 - 給与制度等の調査研究に関する事。 - 人事記録の管理に関する事。				
公平グループ	- 不利益な処分についての審査請求の審査に関する事。 - 分限、懲戒及び服務に関する事。 - 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 - 職員の苦情相談に関する事。 - 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関する事。 - 職員団体等に関する事。 - 労働基準監督機関の職権行使に関する事。 - 公平事務受託地方公共団体の公平委員会の事務に関する事。 - 勤務時間、休暇等制度の調査研究に関する事。 - 退職手当の支給制限等の処分に係る審査に関する事。 - 働きかけ規制違反に関する監視等に関する事。				

(2) 職員の配置状況

(令和7年4月1日現在)

職員の種類 課班別		事 務	技 術	計	事務補 助員	備 考
総 務 課	総務グループ	人 8	人	人 8	人 1	事務局長、副事務局長兼総務課長及び副課長を含む。
	任用グループ	13		13	1	臨時的任用職員1人を含む。
	小 計	21		21	2	
給与公平課	給与グループ	8		8	1	給与公平課長及び副課長を含む。
	公平グループ	5	(2)	5(2)	1	再任用職員1人を含む。
	小 計	13	(2)	13(2)	1	
合 計		34	(2)	34(2)	3	

注：（ ）内は、県土整備局及び警察本部の併任職員を外数で示す。

〔参考：事務局主要職員〕

事 務 局 長	羽 鹿 直 樹
副事務局長兼総務課長	西 海 裕 之
給 与 公 平 課 長	富 永 康 嗣

(3) 当初予算(令和7年度)

歳 入

款	項	目	予 算 額
諸収入	受託事業収入		1,617千円
			1,449 "
		総務受託事業収入	1,449 "
	立替収入		168 "
		総務立替収入	168 "

歳 出

款	項	目	予 算 額
総務費	人事委員会費		418,595千円
			418,595 "
		委員会費	6,437 "
		事務局費	412,158 "

Ⅱ 事業の概要

1 任用関係業務

(1) 試験等の概要

令和6年度の職員採用試験は、申込者数（8,448人）、受験者数（6,129人）ともに前年度を下回り、競争倍率は、全試験平均で約3.5倍となり前年度を下回った。

また、昇任は選考により実施し、合格者は144人となっている。

なお、採用及び昇任選考の実施状況は、〔任用関係資料〕のとおりである。

(2) 採用試験・選考の実施状況

ア 職員採用早期Ⅰ種試験

本年度は、第1次試験を4月7日(日)に県立保健福祉大学横須賀キャンパスで行い、5月29日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
建設技術(土木)	90人(44人(32.8%)減)	72人(44人(37.9%)減)	44人(22人(33.3%)減)
電気	22人(1人(4.3%)減)	16人(3人(15.8%)減)	5人(4人(44.4%)減)

イ 職員採用Ⅰ種試験

本年度は、第1次試験を6月16日(日)に、日本大学生物資源科学部で行い、行政は8月28日(水)、技術系は8月14日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
行政	1,068人(59人(5.8%)増)	614人(2人(0.3%)減)	218人(23人(11.8%)増)
技術系	215人(56人(20.7%)減)	101人(32人(24.1%)減)	41人(3人(6.8%)減)

ウ 職員採用秋季Ⅰ種試験

本年度は、行政は第1次試験として人物試験(自己PR動画)を9月10日～9月24日、基礎能力検査(SPI3)を9月26日～10月21日で行い、技術系は第1次試験を10月27日(日)に青山学院大学相模原キャンパスで行った。行政、技術系ともに12月18日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
行政	921人(85人(10.2%)増)	611人(148人(32.0%)増)	75人(1人(1.3%)減)
総合土木	61人(36人(144.0%)増)	46人(35人(318.2%)増)	25人(23人(1150.0%)増)
電気	19人(7人(58.3%)増)	11人(5人(83.3%)増)	4人(1人(33.3%)増)

エ 職員採用Ⅲ種試験

本年度は、行政は第1次試験を9月29日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、技術系は全ての試験を9月29日(日)に神奈川県職員キャリア開発支援センターで行った。行政は11月13日(水)、技術系は10月11日(金)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
131人(増減なし)	94人(6人(6.0%)減)	25人(2人(8.7%)増)

オ 公立小中学校等事務職員採用試験

本年度は、Ⅰ種試験の第1次試験を6月16日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、8月14日(水)に採用候補者名簿を確定した。また、Ⅲ種試験の第1次試験を9月29日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、11月13日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
I 種	71人 (17人(31.5%)増)	41人 (4人(10.8%)増)	12人 (3人(33.3%)増)
Ⅲ種	51人 (12人(19.0%)減)	41人 (12人(22.6%)減)	10人 (1人(11.1%)増)

カ 早期免許資格職職員採用試験

本年度は、第1次試験を4月7日(日)に県立保健福祉大学横須賀キャンパスで行い、5月29日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
福祉職	226人 (66人(41.3%)増)	203人 (59人(41.0%)増)	112人 (38人(51.4%)増)

キ 免許資格職職員採用試験

本年度は、大学卒業程度の第1次試験を6月16日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、8月14日(水)に採用候補者名簿を確定した。また、短期大学卒業程度の第1次試験を9月29日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、11月13日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

程度	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
大 学 卒 業	330人 (57人(14.7%)減)	228人 (23人(9.2%)減)	51人 (10人(16.4%)減)
短期大学卒業	64人 (2人(3.2%)増)	43人 (6人(12.2%)減)	11人 (3人(37.5%)増)

ク 秋季免許資格職職員採用試験

本年度は、第1次試験を10月27日(日)に青山学院大学相模原キャンパスで行い、12月3日(火)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
福祉職	39人 (27人(40.9%)減)	32人 (7人(17.9%)減)	7人 (1人(16.7%)増)

ケ 中途採用試験

本年度は、第1次試験の経験小論文試験を7月30日(火)から8月13日(火)までを受付期間として電子申請システムを使用して実施し、10月23日(水)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
1,282人(271人(26.8%)増)	826人(147人(21.6%)増)	90人(20人(28.5%)増)

コ 警察事務職員採用試験

本年度は、I 種試験の第1次試験を6月16日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、8月28日(水)に採用候補者名簿を確定した。また、Ⅲ種試験の第1次試験を9月29日(日)に日本大学生物資源科学部で行い、11月26日(火)に採用候補者名簿を確定した。実施状況は次表(表中()内は前年度比)のとおりである。

区分	申込者数	受験者数	採用候補者名簿登載者数
I 種	246人 (38人(13.4%)減)	148人 (37人(20.0%)減)	55人 (4人(7.8%)増)
Ⅲ種	169人 (9人(5.1%)減)	133人 (9人(6.3%)減)	62人 (28人(82.4%)増)

サ 警察官採用試験

平成30年度の試験から全ての事務を警察本部長に委任し、県内試験を2回行うとともに、県外共同試験を1道5県で実施した。
実施状況は、総括表及び別表のとおりである。

シ 採用選考

本年度における採用選考は、一般事務職、船舶職、学芸員等の職で実施した。
選考人員は647人(任命権者に委任した分を除く。)で、そのうち177人が合格した。

障がい者に雇用機会を提供することを目的として実施している採用選考は、事務職員については9月22日(日)、司書については12月7日(土)に第1次選考を実施した。

また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、正規雇用の機会に恵まれなかった就職氷河期世代の方を対象とした採用選考を実施した。

(3) 昇任選考等の状況

ア 昇任選考

昇任選考の実施状況は、総括表及び別表のとおりである。

イ 臨時的任用の承認

本年度における包括承認状況をみると延べ3,144人で、これを職種別にみると、臨時主事が142人でそれ以外の職が3,002人であった。

ウ 任期付研究員・任期付職員の採用の承認

本年度における承認状況は、一般任期付職員の新規が44人、更新が47人であった。

(4) 募集・広報活動等

多彩な人材の確保を図るため、本年度も積極的な受験者確保対策を行った。

ア リーフレット、日程案内の作成、配布

リーフレット及びA4サイズの日程案内を作成、配布した。

イ 大学等における採用関係説明会への参加

採用関係説明会に大学等(*)において82回、県内高等学校において4回出席した。

(*)大学、民間就職情報サイト主催イベント、公務員予備校及び各種専門学校

並びに県内高等学校

ウ 高等学校等進路指導担当者に対する説明会の開催

高等学校等進路指導担当者を対象に、Ⅲ種試験(行政・公立小中学校等事務・警察事務・建設技術(土木)・電気)についての説明会を、Web会議アプリを使用したオンラインにより開催し、35校が参加した。

エ 採用試験説明会の開催

令和7年度採用試験についての説明会については、Web会議アプリを利用したオンラインにより開催(行政、技術系(土木)、免許資格職(福祉)は対面とオンラインのハイブリッド形式)。職員キャリア開発支援センターにおいて、技術系(土木除く)説明会を3月10日(月)、免許資格職(福祉除く)、小中・警察事務説明会を3月11日(火)、技術系(土木)、免許資格職(福祉)説明会を3月12日(水)、行政説明会を3月13日(木)にそれぞれ開催した。採用試験の概要や職務内容について説明した後、質疑応答を行った。

オ 県のしごと紹介座談会

公務員を目指している方に、本県を就職先として考えてもらうきっかけの場として、県の仕事紹介や職員との意見交換を行う「県のしごと紹介座談会」を8月23日(金)、9月3日(火)、9月5日(木)にオンラインで実施した(参加者78名)。

カ ゴールデンウィーク庁舎公開における県のしごと説明会&相談会

庁舎管理課主催の当イベントにあわせて、採用試験等の説明会及び相談に個別に対応する相談会を実施した(参加者81名)。

キ ホームページによる情報提供

県職員として働く魅力を分かりやすく発信するため、デザイン・構成等を工夫し、受験者が知りたい情報を発信した。

ク インターネット広告

神奈川県を受験・就職先として選択してもらうために、試験の特性等をインターネット広告(ディスプレイ広告、リスティング広告、SNS広告)として発信した。

〔任用関係資料索引〕

1	令和6年度 試験・選考総括表	11
2	採用関係	
	(1) 採用試験の実施日程	12
	(2) 採用試験の受験資格	13
	(3) 採用試験の方法	14
	(4) 採用試験の実施結果	15
	(5) 採用試験の受験者及び合格者の年齢、職業及び住所地	16
	(6) 警察官採用試験の実施結果	17
	(7) 採用候補者名簿登載者の実態	18
	(8) 採用候補者名簿の選択状況	19
	(9) 採用選考の実施結果	20
	(10) 障がい者採用選考の実施結果	20
3	昇任関係	
	昇任選考の実施結果	21
4	その他	
	(1) 臨時的任用の承認状況	22
	(2) 任期付研究員・任期付職員の承認状況	22

1 令和6年度 試験・選考総括表

		申 込 等		受 験 等			合 格			採 用		
		人 員 A	構成比	人 員 B	受験率 B／A	構成比	人 員 C	合格率 C／B	構成比	人 員 D	採用率 D／C	構成比
採 用	採 用 試 験 計 (除く県外共同)	人 — 8,448	% — 91.4	6,129 6,015	— 71.2	% 90.5 —	1,758 1,745	28.7 29.0	90.9 —	991 984	56.4 56.4	100.0 —
	I 種	2,396	25.9	1,471	61.4	21.7	412	28.0	21.3	266	64.6	26.8
	Ⅲ 種	131	1.4	94	71.8	1.4	25	26.6	1.3	11	44.0	1.1
	公立小中学校等 事 務 I 種	71	0.8	41	57.7	0.6	12	29.3	0.6	11	91.7	1.1
	公立小中学校等 事 務 Ⅲ 種	51	0.6	41	80.4	0.6	10	24.4	0.5	2	20.0	0.2
	免 許 資 格 職	659	7.1	506	76.8	7.5	181	35.8	9.4	88	48.6	8.9
	中 途	1,282	13.9	826	64.4	12.2	90	10.9	4.7	68	75.6	6.9
	警 察 事 務 I 種	246	2.7	148	60.2	2.2	55	37.2	2.8	34	61.8	3.4
	警 察 事 務 Ⅲ 種	169	1.8	133	78.7	2.0	62	46.6	3.2	31	50.0	3.1
	警 察 官	3,443	37.3	2,869	—	42.3	911	31.8	47.1	480	52.7	48.4
	県 内	3,443	37.3	2,755	80.0	40.7	898	32.6	46.4	473	52.7	47.7
	県 外 共 同	—	—	114	—	1.7	13	11.4	0.7	7	53.8	0.7
	採 用 選 考 計	792	8.6	647	81.7	9.5	177	27.4	9.1	(注) 採用人員は令和7 年4月1日現在のものでは ある。		
	合 計	—	—	6,776	—	100.0	1,935	28.6	100.0			
	(除く県外共同)	9,240	100.0	6,662	72.1	—	1,922	28.9	—			
	昇 任 選 考 計	144	100.0	144	100.0	100.0	144	100.0	100.0			
	総 合 計	—	—	6,920	—	—	2,079	30.0	—			
	(除く県外共同)	9,384	—	6,806	72.5	—	2,066	30.4	—			

(注) 警察官の採用試験は警察本部長に委任して実施

2 採用関係

(1) 採用試験の実施日程

			実施案議決日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
早期Ⅰ種 (技術系)			6年1月31日	3月1日～3月15日	4月7日	5月7日～5月20日	5月29日
Ⅰ種	行政		6年2月14日	4月12日～5月7日	6月16日	7月4日～8月13日	8月28日
	技術系		6年2月14日	4月12日～5月7日	6月16日	7月4日～7月25日	8月14日
秋季Ⅰ種	行政		6年2月14日	8月30日～9月13日	※1	【論文試験】 11月1日～11月11日 【人物試験】 11月25日～12月5日	12月18日
	技術系		6年2月14日	8月30日～9月13日	10月27日	11月14日～12月10日	12月18日
Ⅲ種	行政		6年2月14日	8月9日～8月26日	9月29日	10月21日～10月24日	11月13日
	技術系		6年2月14日	8月9日～8月26日	9月29日		10月11日
公立 小中学校等 事務	Ⅰ種		6年2月14日	4月12日～5月7日	6月16日	7月17日, 19日	8月14日
	Ⅲ種		6年2月14日	8月9日～8月26日	9月29日	10月21日, 23日	11月13日
早期免許資格職 (福祉職)			6年1月31日	3月1日～3月15日	4月7日	5月8日～5月15日	5月29日
免許資格職	福祉職 (児童心理) 司書A士 管理栄養士 薬剤師 獣医師 保健師		6年2月14日	4月12日～5月7日	6月16日	7月11日～7月19日	8月14日
	栄養士		6年2月14日	8月9日～8月26日	9月29日	10月22日	11月13日
秋季免許資格職 (福祉職)			6年2月14日	8月30日～9月13日	10月27日	11月19日	12月3日
中途 (行政)			6年2月14日	6月28日～7月12日	7月30日～8月13日 (経験小論文受付期間)	10月3日～10月15日	10月23日
警察事務	Ⅰ種		6年2月14日	4月12日～5月7日	6月16日	7月3日～7月5日	8月28日
	Ⅲ種		6年2月14日	8月9日～8月26日	9月29日	10月21日, 22日	11月26日
警察 官	県内	第1回	—	3月1日～4月15日	5月12日	5月25日～6月6日	—
		第2回	—	7月23日～8月23日	9月22日	10月7日～10月13日	—
	県外共同		—	各地元県の受付期間及び第1次試験日に同じ		7月下旬～12月中旬	—

※1 人物試験(自己PR動画)9月10日～9月24日、基礎能力検査(SPI3)9月26日～10月21日

(2) 採用試験の受験資格

試験の種類			受 験 資 格		
早期Ⅰ種(技術系)			平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者		
Ⅰ種(行政・技術系)			同上		
秋季Ⅰ種	行政		同上		
	技術系		平成6年4月2日～平成16年4月1日の出生者		
Ⅲ種(行政・技術系)			平成15年4月2日～平成19年4月1日の出生者		
公立 小中学校等 事務	Ⅰ種		平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者		
	Ⅲ種		平成15年4月2日～平成19年4月1日の出生者		
早期免許資格職(福祉職)			平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者で、社会福祉主事の任用資格を有する者 又は令和7年3月までに取得見込みの者		
免許資格職	福祉職		同上		
	福祉職(児童心理)		昭和63年4月2日～平成15年4月1日の出生者で、児童心理司の任用資格を有する者 又は令和7年3月までに取得見込みの者		
	司書A		平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者で、司書の資格を有する者 又は令和7年3月までに取得見込みの者		
	管理栄養士		平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者で、管理栄養士の免許を有する者 又は令和7年春季の国家試験で当該免許を取得見込みの者		
	薬剤師		昭和63年4月2日～平成13年4月1日の出生者で、薬剤師の免許を有する者 又は令和7年春季の国家試験で当該免許を取得見込みの者		
	獣医師		平成6年4月2日～平成13年4月1日の出生者で、獣医師の免許を有する者 又は令和7年春季の国家試験で当該免許を取得見込みの者		
	保健師		平成6年4月2日～平成16年4月1日の出生者で、保健師の免許を有する者 又は令和7年春季の国家試験で当該免許を取得見込みの者		
	栄養士		平成6年4月2日～平成17年4月1日の出生者で、栄養士の免許を有する者 又は令和7年3月までに当該免許を取得見込みの者		
秋季免許資格職(福祉職)			平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者で、社会福祉主事の任用資格を有する者 又は令和7年3月までに取得見込みの者		
中途	行政		昭和39年4月2日～平成6年4月1日の出生者		
警察事務	Ⅰ種		平成6年4月2日～平成15年4月1日の出生者		
	Ⅲ種		平成15年4月2日～平成19年4月1日の出生者		
警 察 官	県 内	第1回	A(男性)	平成元年4月2日以降の出生者で大学卒業又は令和7年3月までに大学卒業見込みの者	
			A(女性)	同上	
			B(男性)	平成元年4月2日～平成18年4月1日の出生者でA(男性)欄以外	
			B(女性)	平成元年4月2日～平成18年4月1日の出生者でA(女性)欄以外	
		第2回	術科A(柔道)	警察官A欄に掲げる受験資格を満たし、かつ、段位が三段以上で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟(もしくはこれらに加盟する団体)が主催して行う競技会等において優秀な成績を収めた者	
			術科A(剣道)		
			A(男性)		第1回A(男性)欄に同じ
			A(女性)		第1回A(女性)欄に同じ
	第2回	B(男性)	平成元年4月2日～平成19年4月1日の出生者でA(男性)欄以外		
		B(女性)	平成元年4月2日～平成19年4月1日の出生者でA(女性)欄以外		
		術科A(柔道)	第1回術科A欄に同じ		
		術科A(剣道)			
	第2回	術科B(柔道)	第2回警察官B欄に掲げる受験資格を満たし、かつ、段位が二段以上で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟(もしくはこれらに加盟する団体)が主催して行う競技会等において優秀な成績を収めた者		
		術科B(剣道)			
		県外共同		A(男性)	県内第1回A(男性)欄に同じ
				B(男性)	県内第2回B(男性)欄に同じ

- (注1) 早期Ⅰ種試験、Ⅰ種試験のうち行政、農政技術(農業、森林)、総合土木、環境技術、機械及び電気の区分、秋季Ⅰ種試験、Ⅲ種試験、公立小中学校等事務職員採用Ⅰ種試験・Ⅲ種試験、早期免許資格職職員採用試験、免許資格職職員採用試験のうち福祉職、福祉職(児童心理)、司書A、管理栄養士、薬剤師、保健師及び栄養士の区分、秋季免許資格職職員採用試験並びに中途採用試験では、国籍要件を必要としない。
- (注2) 早期Ⅰ種、Ⅰ種、秋季Ⅰ種のうち行政、公立小中学校等事務Ⅰ種、早期免許資格職、免許資格職のうち福祉職、福祉職(児童心理)及び司書Aの区分、秋季免許資格職並びに警察事務Ⅰ種では、平成15年4月2日以降に出生し、大卒(見込)の者も受験可能。
- (注3) 秋季Ⅰ種のうち総合土木及び電気の区分では、平成16年4月2日以降に出生し、大卒(見込)の者も受験可能。

(3) 採用試験の方法

		第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
早 期 I 種 (技術系)		○専門試験 2時間 択一式30題	○論文試験 1時間30分 ○人物試験 ・グループワーク 45分 ・個別面接2回 約15分・約30分
I 種 (行政・技術系)		○教養試験 2時間 行政 択一式50題中22題必須18題選択 ○専門試験 2時間 行政 択一式80題中40題選択 農政技術(農業)、農政技術(森林)、水産、建設技術(建築)、環境技術、機械及び電気 択一式40題 総合土木 択一式50題中22題必須18題選択	○論文試験 1時間30分 ○人物試験 ・グループワーク 45分 ・個別面接2回 約15分・約30分
秋 季 I 種 (行政)		○基礎能力検査(SPI3) テストセンター方式 ○自己PR動画(録画面接)	○論文試験(電子申請システムにより提出) ○人物試験 ・グループワーク 45分 ・個別面接1回 約40分
秋 季 I 種 (技術系)		○専門試験 2時間 総合土木 択一式40題中17題必須13題選択 電気 択一式30題	○論文試験 1時間30分 ○人物試験 ・グループワーク 45分 ・個別面接2回 約15分・約30分
III 種 (行政)		○教養試験 2時間 択一式50題	○作文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約30分
III 種 (技術系)		○専門試験 2時間 択一式 40題 ○作文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約30分	
公 立 小中学校等 事 務	I 種	○教養試験 2時間 択一式50題中22題必須18題選択 ○専門試験 2時間 択一式80題中40題選択	○論文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約30分
	III種	○教養試験 2時間 択一式50題	○作文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約30分
早期免許資格職 (福祉職)		○専門試験 1時間30分 択一式30題	○論文試験 1時間 ○人物試験 ・グループワーク 45分 ・個別面接 約30分
免 許 資 格 職		○専門試験 2時間 福祉職、福祉職(児童心理)、管理栄養士、薬剤師、獣医師、保健師及び栄養士 択一式40題 司書A 記述式10題	○論文試験 1時間 ○人物試験 福祉職及び福祉職(児童心理) ・グループワーク 45分 ・個別面接 約30分 司書A、管理栄養士、薬剤師、獣医師、保健師及び栄養士 ・個別面接 約30分
秋季免許資格職 (福祉職)		○専門試験 1時間30分 択一式30題	○論文試験 1時間 ○人物試験 ・グループワーク 45分 ・個別面接 約30分
中 途 (行政)		○経験小論文試験(電子申請システムにより提出)	○人物試験 ・個別面接 約35分
警察事務	I 種	○教養試験 2時間 択一式50題中22題必須18題選択 ○専門試験 2時間 択一式80題中40題選択	○論文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約20分 ○適性検査
	III種	○教養試験 2時間 択一式50題	○作文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約20分 ○適性検査
警 察 官		○教養試験 2時間 択一式50題	○論文(作)文試験 1時間 ○人物試験 ・個別面接 約20分 ○適性検査 ○体格検査 ○体力検査 ○身体検査

(4) 採用試験の実施結果

			申込者数 A	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験 受験者数 D	最 終 合格者数 E	第 1 次試験		第 2 次 試 験 受験率 D／C	最 終 合格率 E／B	競 争 倍 率 B／E
				受験者数 B	合格者数 C			受験率 B／A	合格率 C／B			
一般職員	早期 Ⅰ種	建築技術（土木）	90	72	70	57	44	80.0	97.2	81.4	61.1	1.6
		電 気	22	16	14	10	5	72.7	87.5	71.4	31.3	3.2
		計	112	88	84	67	49	78.6	95.5	79.8	55.7	1.8
	Ⅰ種	行 政	1,068	614	574	392	218	57.5	93.5	68.3	35.5	2.8
		農政技術（農業）	57	38	32	30	15	66.7	84.2	93.8	39.5	2.5
		農政技術（森林）	22	14	13	7	5	63.6	92.9	53.8	35.7	2.8
		水産	27	11	11	7	5	40.7	100.0	63.6	45.5	2.2
		総 合 土 木	51	16	16	11	5	31.4	100.0	68.8	31.3	3.2
		建設技術（建築）	14	4	4	3	2	28.6	100.0	75.0	50.0	2.0
		環 境 技 術	24	10	10	9	4	41.7	100.0	90.0	40.0	2.5
		機 械	8	1	1	1	1	12.5	100.0	100.0	100.0	1.0
		電 気	12	7	7	6	4	58.3	100.0	85.7	57.1	1.8
		計	1,283	715	668	466	259	55.7	93.4	69.8	36.2	2.8
	秋季 Ⅰ種	行 政	921	611	288	219	75	66.3	47.1	76.0	12.3	8.1
		総 合 土 木	61	46	42	35	25	75.4	91.3	83.3	54.3	1.8
		電 気	19	11	10	10	4	57.9	90.9	100.0	36.4	2.8
		計	1,001	668	340	264	104	66.7	50.9	77.6	15.6	6.4
	Ⅲ種	行 政	114	81	76	71	18	71.1	93.8	93.4	22.2	4.5
		建設技術（土木）	15	11	—	—	6	73.3	—	—	54.5	1.8
		電 気	2	2	—	—	1	100.0	—	—	50.0	2.0
		計	131	94	76	71	25	71.8	80.9	93.4	26.6	3.8
	公立 小中学校等 事務	Ⅰ 種	71	41	34	33	12	57.7	82.9	97.1	29.3	3.4
		Ⅲ 種	51	41	41	34	10	80.4	100.0	82.9	24.4	4.1
		計	122	82	75	67	22	67.2	91.5	89.3	26.8	3.7
	早期 免許資格職	福 祉 職	226	203	199	174	112	89.8	98.0	87.4	55.2	1.8
	免許資格職	福 祉 職	57	21	19	17	8	36.8	90.5	89.5	38.1	2.6
		福 祉 職 （児童心理）	21	15	13	12	9	71.4	86.7	92.3	60.0	1.7
		司 書 A	116	85	61	55	11	73.3	71.8	90.2	12.9	7.7
		管理栄養士	69	53	40	31	3	76.8	75.5	77.5	5.7	17.7
		薬 剤 師	29	23	17	13	6	79.3	73.9	76.5	26.1	3.8
		獣 医 師	21	18	17	12	8	85.7	94.4	70.6	44.4	2.3
		保 健 師	17	13	13	13	6	76.5	100.0	100.0	46.2	2.2
		栄 養 士	64	43	40	37	11	67.2	93.0	92.5	25.6	3.9
		計	394	271	220	190	62	68.8	81.2	86.4	22.9	4.4
	秋季	福 祉 職	39	32	30	22	7	82.1	93.8	73.3	21.9	4.6
	中 途	行 政	1,282	826	291	248	90	64.4	35.2	85.2	10.9	9.2
	警 察 事 務	Ⅰ 種	246	148	127	115	55	60.2	85.8	90.6	37.2	2.7
		Ⅲ 種	169	133	128	124	62	78.7	96.2	96.9	46.6	2.1
		計	415	281	255	239	117	67.7	90.7	93.7	41.6	2.4
	一 般 職 員 計		5,005	3,260	2,238	1,808	847	65.1	68.7	80.8	26.0	3.8
警察官	県 内 試 験		3,443	2,755	2,158	2,025	898	80.0	78.3	93.8	32.6	3.1
	県外共同試験		—	114	43	28	13	—	37.7	65.1	11.4	8.8
	警 察 官 計		3,443	2,869	2,201	2,053	911	—	76.7	93.3	31.8	3.1
合 計			8,448	6,129	4,439	3,861	1,758	—	72.4	87.0	28.7	3.5

（注 1） 警察官については警察本部長に委任して実施

（注 2） 県外共同試験の第 1 次試験受験者数は、申込者数のうち他県合格者を除いた受験者数の総計

(5) 採用試験の受験者及び合格者の年齢、職業及び住所地

		I 種		III 種		公立小中学校等事務 I 種		公立小中学校等事務 III 種		免許資格職 大卒程度		免許資格職 短大卒程度		中 途		警察事務 I 種		警察事務 III 種	
		受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者	受 験 者	合 格 者
年 齢	18歳	-	-	27	14	-	-	12	2	-	-	-	-	-	-	-	-	37	17
	19歳	-	-	10	1	-	-	8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	25	11
	20歳	-	-	46	9	-	-	17	6	-	-	2	1	-	-	-	-	65	31
	21歳	27	17	11	1	-	-	4	0	-	-	0	0	-	-	-	-	6	3
	22歳	668	216	-	-	9	3	-	-	247	115	16	3	-	-	72	31	-	-
	23歳	208	48	-	-	4	0	-	-	45	9	4	1	-	-	16	3	-	-
	24歳	140	30	-	-	2	1	-	-	32	13	5	2	-	-	11	2	-	-
	25歳	122	24	-	-	4	0	-	-	39	6	3	0	-	-	13	5	-	-
	26歳	70	17	-	-	5	1	-	-	28	9	2	1	-	-	13	9	-	-
	27歳	77	22	-	-	1	0	-	-	12	4	4	1	-	-	6	2	-	-
	28歳	49	7	-	-	6	4	-	-	19	4	2	1	-	-	6	2	-	-
	29歳	58	18	-	-	5	0	-	-	19	6	1	0	-	-	7	0	-	-
	30歳	52	13	-	-	5	3	-	-	13	1	4	1	-	-	4	1	-	-
	31歳	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-	40	8	-	-	-	-
	32歳	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	31	10	-	-	-	-
	33歳	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	-	-	33	5	-	-	-	-
	34歳	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	24	6	-	-	-	-
	35歳	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	35	7	-	-	-	-
	36歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	663	54	-	-	-	-
職 業	県職員	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	他官公庁	117	36	1	0	12	5	0	0	46	13	13	4	292	42	5	4	1	1
	民間	185	41	4	0	11	3	1	0	63	11	10	4	458	44	23	9	4	1
	学生	943	296	78	24	12	3	37	10	330	142	17	3	3	0	88	33	121	58
住 所 地	無職	220	37	11	1	6	1	3	0	24	4	2	0	73	4	32	9	7	2
	神奈川県	897	276	60	14	34	9	29	6	229	80	32	9	581	56	110	41	89	40
	東京都	277	62	12	3	4	2	8	3	85	31	3	2	93	16	28	8	20	9
	他関東	119	26	5	1	0	0	2	0	78	30	5	0	58	5	5	2	7	4
	北海道	10	1	1	1	1	1	0	0	8	5	0	0	7	0	1	1	1	0
	東北	23	11	4	2	0	0	1	1	12	6	3	0	9	3	2	2	3	2
	中部北陸	69	19	3	1	0	0	0	0	24	11	0	0	45	6	0	0	4	2
	近畿	32	6	1	0	1	0	0	0	14	3	0	0	19	2	0	0	0	0
	中国四国	20	7	0	0	1	0	0	0	8	1	0	0	4	0	1	0	3	2
	九州沖縄	24	4	8	3	0	0	1	0	5	3	0	0	10	2	1	1	6	3

(注1) 年齢は、令和7年4月1日現在のものである。

(注2) 自営業は民間に、アルバイトは無職に含む。

(注3) 他関東は、神奈川県及び東京都を除く関東地区。

(6) 警察官採用試験の実施結果

		申 込 者 数 A	第 1 次試験		第 2 次 試験受 験者数 D	最 終 合格者 数 E	第 1 次試験		第 2 次 試 験 受験率 D／C	最 終 合格率 E／B	競 争 倍 率 B／E
			受験者数 B	合格者数 C			受験率 B／A	合格率 C／B			
県内第 1 回	A（男性）	人 738	人 607	人 479	人 442	人 227	% 82.2	% 78.9	% 92.3	% 37.4	倍 2.7
	A（女性）	284	230	181	165	97	81.0	78.7	91.2	42.2	2.4
	B（男性）	964	829	648	615	240	86.0	78.2	94.9	29.0	3.5
	B（女性）	255	233	181	170	78	91.4	77.7	93.9	33.5	3.0
	術科 A（柔道）	3	3	3	3	2	100.0	100.0	100.0	66.7	1.5
	術科 A（剣道）	3	3	2	2	2	100.0	66.7	100.0	66.7	1.5
	計	2,247	1,905	1,494	1,397	646	84.8	78.4	93.5	33.9	2.9
県内第 2 回	A（男性）	371	235	198	181	71	63.3	84.3	91.4	30.2	3.3
	A（女性）	128	83	65	64	27	64.8	78.3	98.5	32.5	3.1
	B（男性）	505	371	281	268	105	73.5	75.7	95.4	28.3	3.5
	B（女性）	191	160	119	114	48	83.8	74.4	95.8	30.0	3.3
	術科 A（柔道）	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0	100.0	1.0
	術科 A（剣道）	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	術科 B（柔道）	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	術科 B（剣道）	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	1,196	850	664	628	252	71.1	78.1	94.6	29.6	3.4	
県内合計	A（男性）	1,116	849	683	629	303	76.1	80.4	92.1	35.7	2.8
	B（男性）	1,469	1,200	929	883	345	81.7	77.4	95.0	28.8	3.5
	A（女性）	412	313	246	229	124	76.0	78.6	93.1	39.6	2.5
	B（女性）	446	393	300	284	126	88.1	76.3	94.7	32.1	3.1
	計	3,443	2,755	2,158	2,025	898	80.0	78.3	93.8	32.6	3.1
県外共同	A（男性）	－	23	11	8	4	－	47.8	72.7	17.4	5.8
	B（男性）	－	91	32	20	9	－	35.2	62.5	9.9	10.1
	計	－	114	43	28	13	－	37.7	65.1	11.4	8.8
総合計	A（男性）	1,116	872	694	637	307	－	79.6	91.8	35.2	2.8
	B（男性）	1,469	1,291	961	903	354	－	74.4	94.0	27.4	3.6
	A（女性）	412	313	246	229	124	－	78.6	93.1	39.6	2.5
	B（女性）	446	393	300	284	126	－	76.3	94.7	32.1	3.1
	計	3,443	2,869	2,201	2,053	911	－	76.7	93.3	31.8	3.1

(注 1) 県内合計、総合計欄の A (男性)、A (女性)、B (男性)、B (女性) 区分には術科を含む。

(注 2) 県外共同試験の第 1 次試験受験者数は、申込者のうち他県合格者を除いた受験者の総計を示す。

(7) 採用候補者名簿登載者の実態

		名簿登載者数	学歴				年齢																			
			大卒 (見)者	短大卒 (見)者	高卒 (見)者	中卒の 者他	18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳	29 歳	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳	35 歳	36 歳以上	
早期 Ⅰ種	建設技術(土木)	44	43	1	0	0	—	—	—	—	31	2	5	2	0	2	0	0	2	—	—	—	—	—	—	
	電 気	5	5	0	0	0	—	—	—	—	4	0	0	0	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	計	49	48	1	0	0	—	—	—	—	35	2	5	2	0	3	0	0	2	—	—	—	—	—	—	
Ⅰ種	行 政	218	217	0	1	0	—	—	—	—	150	30	8	7	3	8	3	5	4	—	—	—	—	—	—	
	農政技術(農業)	15	15	0	0	0	—	—	—	—	1	0	3	3	2	3	0	1	2	—	—	—	—	—	—	
	農政技術(森林)	5	5	0	0	0	—	—	—	—	3	0	1	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	水産	5	5	0	0	0	—	—	—	—	0	0	2	2	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	総合土木	5	5	0	0	0	—	—	—	—	1	0	0	1	1	0	0	2	0	—	—	—	—	—	—	
	建設技術(建築)	2	2	0	0	0	—	—	—	—	1	1	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	環境技術	4	4	0	0	0	—	—	—	—	2	0	1	0	0	0	1	0	0	—	—	—	—	—	—	
	機 械	1	1	0	0	0	—	—	—	—	1	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	電 気	4	3	0	1	0	—	—	—	—	0	3	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	計	259	257	0	2	0	—	—	—	—	159	34	15	15	7	11	4	8	6	—	—	—	—	—	—	
秋季 Ⅰ種	行 政	75	71	3	1	0	—	—	—	—	18	11	7	5	10	7	3	10	4	—	—	—	—	—	—	
	総合土木	25	24	0	1	0	—	—	—	16	4	1	2	1	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	電 気	4	4	0	0	0	—	—	—	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	
	計	104	99	3	2	0	—	—	—	17	22	12	10	7	10	8	3	10	5	—	—	—	—	—	—	
Ⅲ種	行 政	18	0	8	10	0	8	1	8	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設技術(土木)	6	0	1	5	0	5	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電 気	1	0	0	1	0	1	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	25	0	9	16	0	14	1	9	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
公立小 中学校 等事務	Ⅰ種	12	10	1	1	0	—	—	—	—	3	0	1	0	1	0	4	0	3	—	—	—	—	—	—	
	Ⅲ種	10	0	6	4	0	2	2	6	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	22	10	7	5	0	2	2	6	0	3	0	1	0	1	0	4	0	3	—	—	—	—	—	—	
早期 免許 資格職	福 祉 職	112	110	2	0	0	—	—	—	—	95	7	3	1	3	1	1	1	0	—	—	—	—	—	—	
免許 資格職	福 祉 職	8	8	0	0	0	—	—	—	—	5	1	0	0	0	0	2	0	0	—	—	—	—	—	—	
	福 祉 職 (児童心理)	9	9	0	0	0	—	—	—	—	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	1	
	司 書 A	11	11	0	0	0	—	—	—	—	7	0	0	1	1	1	0	0	1	—	—	—	—	—	—	
	管理栄養士	3	3	0	0	0	—	—	—	—	1	0	0	1	0	0	0	1	0	—	—	—	—	—	—	
	薬 剤 師	6	6	0	0	0	—	—	—	—	—	—	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	獣 医 師	8	8	0	0	0	—	—	—	—	—	—	3	1	3	0	0	1	0	—	—	—	—	—	—	
	保 健 師	6	6	0	0	0	—	—	—	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
	栄 養 士	11	7	4	0	0	—	—	1	0	3	1	2	0	1	1	1	0	1	—	—	—	—	—	—	
	計	62	58	4	0	0	—	—	1	0	21	2	12	4	6	3	3	5	2	0	1	0	1	0	1	
秋季 免許 資格職	福 祉 職	7	7	0	0	0	—	—	—	—	2	1	0	1	1	1	1	0	0	—	—	—	—	—		
中途	行 政	90	82	5	3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	10	5	6	7	54		
警察 事務	Ⅰ種	55	50	4	1	0	—	—	—	—	31	3	2	5	9	2	2	0	1	—	—	—	—	—	—	
	Ⅲ種	62	0	33	29	0	17	11	31	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	計	117	50	37	30	0	17	11	31	3	31	3	2	5	9	2	2	0	1	—	—	—	—	—	—	
一 般 職 員 計		847	721	68	58	0	33	14	47	21	368	61	48	35	37	29	18	24	19	8	11	5	7	7	55	

(注1) 年齢は、令和7年4月1日現在のものである。

(注2) 大卒（見）者には、大学院修了（見）者を含む。

(注3) 短大卒（見）者には、専門学校卒（見）者及び高専卒（見）者を含む。

(8) 採用候補者名簿の選択状況

令和7年4月1日現在

		採用 見込者数	名簿 登載者数 A	採用者数 B	採用率 B/A	辞退・ 無応答ほか	名簿残
早期Ⅰ種	建設技術(土木)	30	44	15	34.1	29	0
	電気	6	5	3	60.0	2	0
	計	36	49	18	36.7	31	0
Ⅰ種	行政	140	218	123	56.4	95	0
	農政技術(農業)	10	15	14	93.3	1	0
	農政技術(森林)	5	5	2	40.0	3	0
	水産	3	5	4	80.0	1	0
	総合土木	15	5	5	100.0	0	0
	建設技術(建築)	7	2	1	50.0	1	0
	環境技術	4	4	4	100.0	0	0
	機械	4	1	1	100.0	0	0
	電気	4	4	4	100.0	0	0
	計	192	259	158	61.0	101	0
秋季Ⅰ種	行政	62	75	64	85.3	11	0
	総合土木	34	25 (20)	4	16.0	1	0
	電気	5	4 (1)	1	25.0	2	0
	計	101	104	69	66.3	14	0
Ⅲ種	行政	10	18	9	50.0	9	0
	建設技術(土木)	6	6	2	33.3	4	0
	電気	3	1	0	0.0	1	0
	計	19	25	11	44.0	14	0
公立小中学校等 事務	Ⅰ種	12	12	11	91.7	1	0
	Ⅲ種	10	10	2	20.0	8	0
	計	22	22	13	59.1	9	0
早期免許 資格職	福祉職	30	112	28	25.0	84	0
免許 資格職	福祉職	15	8	7	87.5	1	0
	福祉職 (児童心理)	15	9	7	77.8	2	0
	司書A	6	11	10	90.9	1	0
	管理栄養士	3	3	3	100.0	0	0
	薬剤師	5	6	5	83.3	1	0
	獣医師	7	8	6	75.0	2	0
	保健師	11	6	5	83.3	1	0
	栄養士	9	11	11	100.0	0	0
	計	71	62	54	87.1	8	0
秋季免許 資格職	福祉職	10	7	6	85.7	1	0
中途	行政	50	90	68	75.6	22	0
警察事務	Ⅰ種	35	55	34	61.8	21	0
	Ⅲ種	35	62	31	50.0	31	0
	計	70	117	65	55.6	52	0
一般職員計		601	847	490	57.9	336	0
警察官計		564	908	468	51.5	428	12
合計		1,165	1,755	958	54.6	764	12

(注) 表中()内は大学3年生等の令和8年4月1日採用予定の人数で内数

(9) 採用選考の実施結果

職又は職種	給料表	候補者	選考人員	合格人員	配属（予定）先等
担当部長 8級	行（1）	人	人	人	担当部局及び 警察本部等
課長等 7級	〃	2	2	2	
主幹等 6級	〃	6	6	6	
副主幹等 5級	〃	24	24	24	
主査等 4級	〃	6	6	6	
主任主事等 3級	〃	3	3	3	
主事等 2級	〃	3	3	3	
主事等 1級	〃	1	1	1	
一般事務職 1級 （就職氷河期世代）	〃	218	182	5	
〃 1級 （有資格者・救急救命士）	〃	12	11	3	
〃 1級（障がい）	〃	275	190	21	県立図書館等 〃 警察本部 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
主任司書	〃	46	40	2	
司書（障がい）	〃	15	13	1	
情報工学職	〃	0	－	－	
交通心理員	〃	6	4	0	
心理員	〃	13	10	1	
電気職	〃	0	－	－	
機械職	〃	0	－	－	
建築職	〃	1	1	1	
鑑識職（写真）	〃	3	3	0	
歯科衛生士	医（2）	20	18	1	保健福祉事務所
警視	公安	14	14	14	警察本部等
警部	〃	22	22	22	
警部補	〃	20	20	20	
巡査部長（サイバー犯罪捜査官を含む）	〃	32	31	21	
巡査長	〃	5	5	5	
巡査	〃	3	3	3	
船舶職（航海）	海事	4	3	1	水産技術センター
船舶職（機関）	〃	1	1	1	〃
無線職	〃	1	0	－	〃
船舶乗務員（操舵手）	〃	1	1	1	県立海洋科学高等学校
主任研究員 4級	研究	1	1	1	温泉地学研究所
地質職	〃	2	2	1	〃
中堅研究職員（細菌検査員）	〃	7	6	1	衛生研究所
学芸員（日本仏教史・中世史（密教聖教））	〃	8	7	1	教育委員会
学芸員（日本仏教史（仏教思想史））	〃	4	3	1	〃
学芸員（日本美術史（絵画・仏教絵画））	〃	10	8	1	〃
計		792	647	177	

(10) 障がい者採用選考の実施結果（再掲）

職 種	候補者数	選考人員	合格人員
事務職員（行政）	261	182	14
〃（公立小中学校等事務）	82	48	1
〃（警察事務）	147	109	6
合 計	490	339	21

※事務職員は2区分の併願が可能なため、(9)表中の実数とは異なる。

3 昇任関係

昇任選考の実施結果（人事委員会が実施した昇任選考）

区 分	候補者数	選考人員	合格人員	実施回数
	人	人	人	回
行政職給料表(1)	125	125	125	7
企業行政職給料表	9	9	9	1
研究職給料表	4	4	4	1
医療職給料表(1)	1	1	1	1
〃 (2)	1	1	1	1
〃 (3)	0	0	0	0
学校栄養職給料表	0	0	0	0
学校行政職給料表	0	0	0	0
海事職給料表(1)	0	0	0	0
福祉職給料表	4	4	4	1
(小 計)	144	144	144	12
公安職給料表	0	0	0	0
合 計	144	144	144	12

（注）令和6年4月2日から令和7年4月1日までの定期人事異動等に伴う昇任を示す。

4 その他

(1) 臨時的任用の承認状況

所 属		個別承認	包括承認				計
			臨時主事	臨時技師	教諭	その他	
知事部局	福祉子どもみらい局	人 0	20	0	人 0	人 1	人 21
	健康医療局	0	12	11	0	0	23
	そ の 他	0	82	25	0	0	107
企 業 局		0	6	5	0	0	11
教 育 局		0	14	0	1,121	289	1,424
議 会 局		0	7	0	0	0	7
監 査 事 務 局		0	1	0	0	0	1
市町村立小中学校		0	0	0	1,420	101	1,521
人事委員会事務局		0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0	0
警 察 本 部		2	0	0	0	29	29
合 計		2	142	41	2,541	420	3,144

(注1) 個別承認は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの承認状況を示す。

(一般事務職員の業務対応等については、案件毎に人事委員会が承認している。)

(注2) 包括承認は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの承認状況を示す。

(教員の欠員対応等あらかじめ定めた事由による臨時的任用については、人事委員会の承認があったものとしている。)

(注3) 令和6年度から、個別承認のうち欠員を理由とした臨時的任用については、包括承認へ移行した。

(2) 任期付研究員・任期付職員の承認状況

所 属		人数	区 分	新規・更新の別
知事部局	政策局	人 1	一般任期付職員	更新
	くらし安全防災局	35	一般任期付職員	新規
		39	一般任期付職員	更新
	環境農政局	1	一般任期付職員	新規
		1	一般任期付職員	更新
	福祉子どもみらい局	1	特定任期付職員	新規
		2	一般任期付職員	新規
		1	一般任期付職員	更新
	県土整備局	4	一般任期付職員	新規
		3	一般任期付職員	更新
		2	一般任期付職員	新規・更新
合 計		90		

2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

令和6年度においては、10月11日に報告及び報告を実施した。その要旨は、別紙のとおりである。

(2) 条例案に対する意見の提出

職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会又は知事からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次の10件について、異議がない、若しくはやむを得ない旨の意見を申し出た。

ア 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（定県第111号議案）

イ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例（定県第133号議案）

ウ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第134号議案）

エ 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（定県第135号議案）

オ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例のうち、

- ・職員の退職手当に関する条例の一部改正
- ・職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正
- ・学校職員の給与等に関する条例の一部改正

に関する部分（定県第23号議案）

カ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第31号議案）

キ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例（定県第33号議案）

ク 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第35号議案）

ケ 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例のうち、企業職員に関する部分を除く部分（定県第36号議案）

コ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例のうち、第1条及び第2条第1項に関する部分

(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき公布した給与関係規則は次の30件である。

また、給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは次の31件である。

<規則関係>

ア 制定 0件

イ 一部改正 30件

(ア) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和6年人委規則第28号）

(イ) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和6年人委規則第32号）

- (ウ) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和6年人委規則第33号）
- (エ) 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（令和6年人委規則第34号）
- (オ) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則（令和6年人委規則第35号）
- (カ) 学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則（令和6年人委規則第36号）
- (キ) 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第3号）
- (ク) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第6号）
- (ケ) 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第7号）
- (コ) 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第8号）
- (サ) 職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第9号）
- (シ) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第10号）
- (ス) 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第11号）
- (セ) 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第12号）
- (ソ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第13号）
- (タ) 学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第14号）
- (チ) 職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第15号）
- (ツ) 学校職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第16号）
- (テ) 学校職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第17号）
- (ト) 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第18号）
- (ナ) 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第19号）
- (ニ) 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第20号）
- (ヌ) 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第21号）
- (ネ) 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第22号）
- (ノ) 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第23号）
- (ハ) 産業教育手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第28号）
- (ヒ) 職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第29号）
- (フ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第30号）
- (ヘ) 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第31号）
- (ホ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第32号）

<通知関係>

ア 制定 4件

- (ア) 令和7年改正条例附則第2項及び第3項の規定に基づく号給の切替え及び号給の調整等について（令和7年人委第152号）
- (イ) 東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当に関する規則の運用について（令和7年人委第174号）
- (ウ) 特定日前日に給料表異動等における号給の決定等の特例を受けている場合の特定日以後における給料及び管理監督職勤務上限年齢調整額の支給を受ける場合の号給の決定方法の承認について（令和7年人委第188号）
- (エ) 特定日前日に給料表異動等における号給の決定等の特例を受けている場合の特定日以後における給料及び管理監督職勤務上限年齢調整額の支給を受ける場合の号給の決定方法の承認について（令和7年人委第190号）

イ 一部改正 27件

- (ア) 失業者の退職手当の支給等に関する様式についての一部改正について（令和6年人委第45号）
- (イ) 復職時等における号給の調整の運用についての一部改正について（令和7年人委第153号）
- (ウ) 復職時等における号給の調整の運用についての一部改正について（令和7年人委第154号）
- (エ) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第155号）
- (オ) 学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第156号）
- (カ) 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第7項等の運用についての一部改正について（令和7年人委第157号）

- (キ) 学校職員の給与等に関する条例附則第8項等の運用について（令和7年人委第158号）
- (ク) 職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第159号）
- (ケ) 学校職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第160号）
- (コ) 職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について（令和7年人委第161号）
- (カ) 学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正について（令和7年人委第162号）
- (シ) 期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算を受ける職員の範囲についての一部改正について（令和7年人委第163号）
- (ス) 期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算を受ける学校職員の範囲についての一部改正について（令和7年人委第164号）
- (セ) 職員の住居手当の運用についての一部改正について（令和7年人委第165号）
- (ソ) 学校職員の住居手当の運用についての一部改正について（令和7年人委第166号）
- (タ) 職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第167号）
- (チ) 学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第168号）
- (ツ) 職員の単身赴任手当の運用についての一部改正について（令和7年人委第169号）
- (テ) 学校職員の単身赴任手当の運用についての一部改正について（令和7年人委第170号）
- (ト) 職員の管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正について（令和7年人委第171号）
- (ナ) 学校職員の管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正について（令和7年人委第172号）
- (ニ) 失業者の退職手当の支給等に関する様式についての一部改正について（令和7年人委第173号）
- (ヌ) 福祉職給料表の適用を受ける職員の初任給等の特例についての一部改正について（令和7年人委第175号）
- (ネ) 職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第176号）
- (ノ) 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第177号）
- (ハ) 職員の在宅勤務等手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第178号）
- (ヒ) 学校職員の在宅勤務等手当に関する規則の運用についての一部改正について（令和7年人委第179号）

ウ 廃止 0件

(4) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用について、一括した基準として10件、個々に44件の承認等を行った。

ア 基準承認（一部改正、廃止等を含む。） 10件

イ 個別承認 44件

〔給与関係資料索引〕

- 1 別紙 『本年の報告・勧告の概要』と『給与勧告のしくみ』（令和6年10月）————— 26

『本年の報告・勧告の概要』と 『給与勧告のしくみ』

目 次

I 本年の報告・勧告の概要

1 職員給与と民間給与との比較	1 ページ
2 本年の給与改定	2 ページ
3 給与カーブの見直し（地域手当の支給割合引上げ）	3 ページ
4 給与制度のアップデート	3 ページ
5 公務運営	4 ページ

II 給与勧告のしくみ

1 給与勧告の対象職員の状況等（令和6年4月1日現在）	6 ページ
2 給与勧告の基本的な考え方	7 ページ
3 民間給与の調査対象	8 ページ
4 民間給与との比較方法（ラスパイレス方式）	9 ページ
5 給料表の改定について	10 ページ
6 最近の給与報告・勧告の状況	12 ページ

「令和6年 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」は、
神奈川県人事委員会事務局のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/s3u/kyuyo/kankoku.html>



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

令和6年10月
神奈川県人事委員会



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

I 本年の報告・勧告の概要

○ 報告・勧告のポイント

1 本年の給与改定

～ 月例給、ボーナスともに引上げ ～

- ・月例給の公民給与の較差 10,818 円 (2.78%) を解消するため、本年 4 月に遡及して、給料表を引上げ改定するとともに、地域手当の支給割合を 12.35% に引上げ
- ・特別給（ボーナス）を 0.10 月引上げ

2 給与カーブの見直し

令和 7 年 4 月 1 日から、地域手当の支給割合を 12.45% に引上げ

3 給与制度のアップデート

公務としての類似性を有し、専門的見地から検討されている国の給与制度の内容を十分に踏まえつつ、給料表等を見直し

<報告及び勧告の内容>

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給（毎月きまって支給される給与）

職員^{※1}と、これに類似する民間従業員（事務・技術関係職種）の本年 4 月分の給与月額について、役職段階、学歴、年齢が同じ者同士を比較（ともに本年度の新規学卒の採用者を除く。）

職員の給与 (A)	民間従業員の給与 (B)	(B) - (A)	
		較差額	較差率 ^{※2}
389,133 円	399,951 円	10,818 円	2.78%

※1 職員給与算定の対象となる行政職給料表(1)及び学校行政職給料表適用職員（行政職員）

※2 民間従業員の平均給与月額が、公民比較の対象となる行政職員の平均給与月額を、どの程度上回っている（又は下回っている）かを示した割合

(2) 特別給（ボーナス）

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に民間従業員に支給された特別給（ボーナス）の支給月数を比較

職員の支給月数 (A)	民間従業員の支給月数 (B)	(B) - (A)
4.50 月	4.60 月 ^{※3}	0.10 月

※3 昨年 8 月から本年 7 月までの実績である 4.60 月分について、国に準じて 0.05 月ごとの区切りとなるよう小数点以下第 2 位を二捨三入、七捨八入し、4.60 月とした。

2 本年の給与改定

(1) 月例給（毎月きまって支給される給与）

本年4月分の職員の給与と民間従業員の給与との均衡を図るため、同月に遡及して給料表及び地域手当の支給割合を引上げ改定

ア 行政職給料表(1)・学校行政職給料表

項目	内容	改定額	改定率※4
給料表改定	・ 人材確保の観点等を踏まえ、人事院による行政職俸給表(一)の改定に準じて、23,600円を限度に初任給を引上げ ・ 若年層が在職する号給に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置き、その他の職員が在職する号給は改定率を逡減させる形によって、全ての級号給で引上げ	9,197円	2.36%
地域手当	支給割合を0.14%引上げ	485円	0.13%
はね返り分	給料月額等を算定基礎としている諸手当(地域手当等)の額が、給料表の改定に伴い増減する分	1,123円	0.29%
計		10,805円	2.78%

※4 行政職員（今年度の新規学卒の採用者を含む。）を対象に、給与改定を行った後の平均給与月額が、改定前の平均給与月額をどの程度上回っている（又は下回っている）かを示した割合

イ その他の給料表（公安職給料表、教育職給料表等）

行政職給料表(1)との均衡を基本に改定

(2) 特別給（ボーナス）

ア 民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.10月引上げ（4.50月→4.60月）

イ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分を期末手当と勤勉手当に均等に配分

ウ 本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和7年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を決定

一般の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期	年間
令和6年度 期末手当	1.225 月(支給済み)	1.275月(現行1.225月)	4.60 月 (現行4.50月)
勤勉手当	1.025 月(支給済み)	1.075月(現行1.025月)	
令和7年度 期末手当	1.25 月	1.25 月	4.60 月
以降 勤勉手当	1.05 月	1.05 月	

【参考】

・ 勧告どおり給与改定が実施された場合の行政職員の平均年間給与への影響

改定前	改定後	差額
6,396 千円	6,615 千円	219 千円

※ 令和6年4月から令和7年3月までの平均年間給与額

・ 人件費への影響額 約174億円（一般会計及び公営企業会計の計）

3 給与カーブの見直し（地域手当の支給割合引上げ）

- ・ 令和4年4月に、職務と責任に応じた給与制度とするよう給料表の見直しを実施。この見直しに伴い生ずる給与原資を再配分するため、令和7年4月1日から、地域手当の支給割合を12.45%に引上げ
- ・ 本見直し完成時の支給割合は、引き続き、較差解消、経過措置の状況等を注視し、令和7年の報告・勧告において言及

4 給与制度のアップデート

- ・ 人事院は、本年の報告において、適切な処遇は優秀な人材の確保のために不可欠であることから、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」に言及
- ・ 国家公務員給与が捉えている課題は多くの地方公共団体に共通していることから、本県としても、公務としての類似性を有し、専門的見地から検討されている国の給与制度の内容を十分に踏まえつつ、適切に対応

(1) 給料表及び給料制度

- ・ 行政職給料表(1)について、国家公務員に適用される行政職俸給表(一)を基本とする改定を実施（その他の給料表についても、行政職給料表(1)との均衡を基本に改定）
- ・ 昇給制度の見直しについては、任命権者において、各役職段階に応じて、個々の職員的能力・実績をより適切に反映できるよう、適切な対応を検討することを要請

(2) 地域手当

給与カーブの見直し完成時点における職員の給与と民間の給与の較差解消の観点、職員構成の変動等を踏まえ、令和7年の報告・勧告において、新たな地域手当の支給割合について示す旨を言及

(3) その他の月例給

ア 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を13,000円に引上げ

イ 単身赴任手当の支給要件

採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給

(4) その他の手当

通勤手当の支給限度額の見直しや管理職員特別勤務手当の支給対象拡大等について、任命権者において、人事院の報告・勧告の内容等を考慮し、適切な対応を検討することを要請

(5) 特別給（ボーナス）

ア 勤勉手当の成績率の上限引上げ等

任命権者において、人事院の報告・勧告の内容等を考慮し、適切な対応を検討することを要請

イ 特定任期付職員のボーナス拡充

任命権者において、人事院の報告・勧告の内容を踏まえつつ、今後の国の動向を注視

し、必要な検討を進めていくことを要請

(6) 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

国家公務員と同様に住居手当等の支給が可能となるよう、人事院の報告・勧告の内容を考慮して改定

5 公務運営

(1) 人材の確保・育成

ア 多様な人材の確保と採用制度

- (7) 技術系区分を中心にⅠ種試験等の受験者数は減少傾向。国等の動向も踏まえながら、採用が困難な技術系区分を始めとした受験者の増加につながる試験制度へ見直し
- (4) 職員採用ホームページや各種広報媒体、説明会や就職イベントを通じて、就職先としての認知度を高め、受験者の確保を図れるよう、任命権者とも連携しながら、様々な広報活動を展開

イ 人材育成とキャリア形成

- (7) 任命権者において、研修の成果を把握するための効果測定や研修体系及び研修科目の検証・見直しを行い、職員が必要な研修を受講できる環境を整えるとともに、様々な経歴や専門性を有する職員の主体的なキャリア形成につながる人材育成の仕組みの構築を期待
- (4) 「第3期 組織・人事改革戦略」で見直しを検討するとした、職責等を踏まえた人事評価を有効に機能させるには、見直しの趣旨に対する職員の理解を深めていくことが重要であり、任命権者として必要な環境整備に努めることを要請

ウ 多様な人材の活躍推進

- (7) 任命権者において、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に掲げた令和7年度の数値目標の達成に向け、実効性のある取組を一層推進するとともに、管理職候補となる中堅層の育成が進むよう、誰もが働きやすい職場環境づくりを期待
- (4) 令和6年4月以降、地方公共団体の法定雇用率が引き上げられたことを踏まえ、任命権者において、受入体制の強化や計画的な採用を通じた雇用の推進、全ての障がいのある職員が活躍できる職場環境づくりの更なる推進を要請
- (4) 複雑・高度化する行政課題へ対応するため、任命権者において、経験豊富なベテラン職員のモチベーションの維持、知識や技術の継承に資する環境整備を図るとともに、役職定年制を生かした組織・執行体制の整備に努めていくことを要請

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 仕事と生活の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

- (7) 任命権者においては、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を図っていくため、国における措置等を踏まえ、制度の拡充・緩和に向けた見直しを行うとともに、魅力ある勤務環境整備に向けた更なる取組として、育児や介護等に限らない職員の様々な事

情に応じ無給の休暇による勤務時間の短縮等を可能とする国の検討状況を注視することが必要

- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、個々の職員の子育て、介護等の事情や多様化するライフスタイルに応じた柔軟な働き方がより一層可能となるような職場環境づくりが非常に重要。フレックスタイムの活用を始め、様々な支援制度がより利用しやすくなるよう、職員本人だけでなく管理職を含めた周囲の職員の意識醸成を図るなど、様々な取組を引き続き積極的に進めていくことを期待

イ 働き方改革による長時間労働是正等の取組

- (7) 任命権者は、本年3月、「働き方改革取組方針」を策定し、「時間外勤務月80時間超の職員ゼロ」に目標設定。これまでも、月80時間超の時間外勤務が発生した場合には個別に状況を確認してきたが、当該事案が発生させないことが職員の健康を守る上で不可欠であることを改めて深く認識し、目標の早期達成に向けた取組を着実に進めていくことが重要。任命権者が、更なるリーダーシップを発揮し、長時間労働を是正するための取組を強力に推進していくことを要請
- (4) 人材確保の観点からも、本県教育委員会が、教員の在校等時間を適切に把握した上で、時間外在校等時間の縮減のため、外部人材の積極的な活用などの取組を継続して着実に実施し、教員の負担軽減が一層図られることを期待。また、本委員会は、国における教員の処遇改善に関する検討の動向等を注視

ウ 健康管理対策の推進

職員一人ひとりが心身の健康状態を良好に保ち、能力を最大限発揮できるよう、任命権者において、身体健康、心の健康、職場環境の改善に取り組み、健康経営を実践していくことを期待

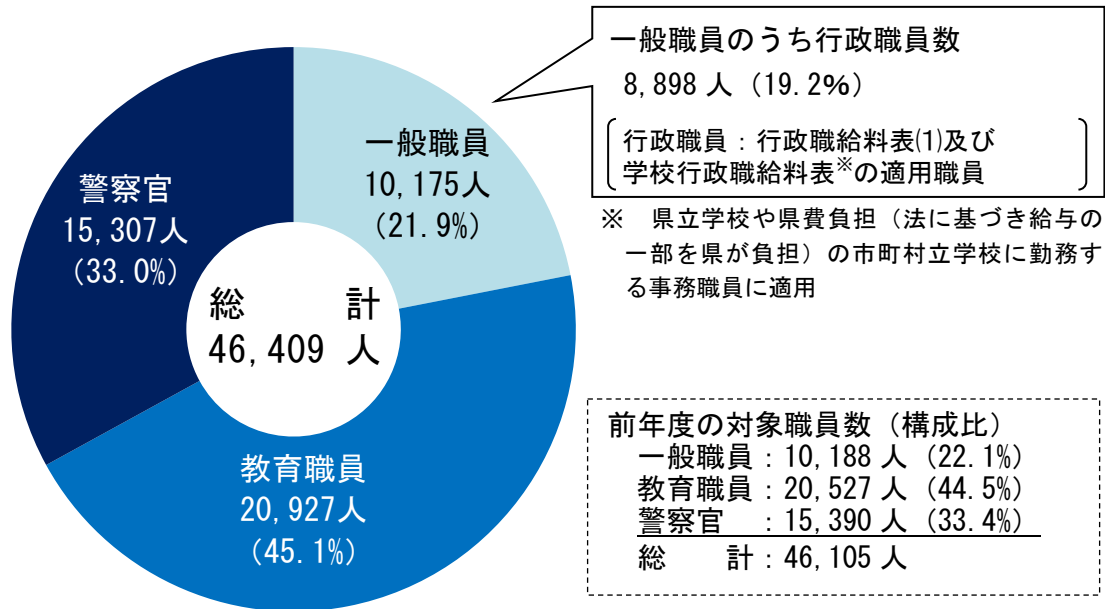
エ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、徹底して防止することが必要。任命権者において、今後も、職員の意識啓発を継続的に実施するほか、円滑なコミュニケーションによる風通しの良い職場環境の醸成など、ハラスメントを生じさせない職場づくりを一層推進していくことを要請。また、カスタマーハラスメントについて有効な対策を講じるよう要請

Ⅱ 給与勧告のしくみ

1 給与勧告の対象職員の状況等（令和6年4月1日現在）

【給与勧告の対象職員数】



注1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員を対象（企業行政職給料表及び技能職給料表の適用を受ける職員は対象外）

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合がある（以下の数値について同じ）

【学歴別構成割合】

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 職 員	74.0%	6.0%	19.9%	0.1%
行 政 職 員	71.3	7.0	21.2	0.6

【性別構成割合】

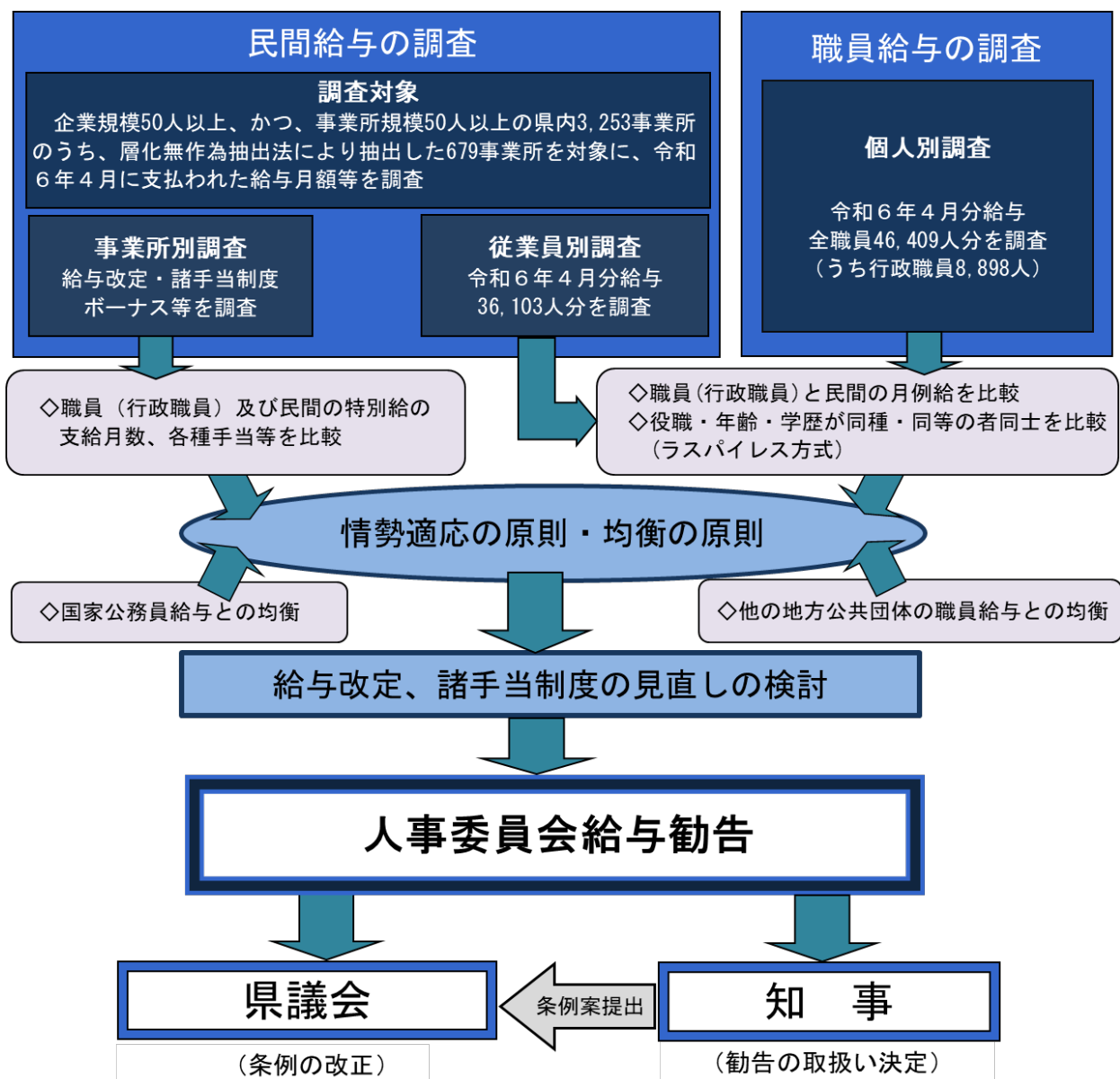
区 分	男	女
全 職 員	65.0%	35.0%
行 政 職 員	57.5	42.5

【平均年齢】

区 分	平均年齢
全 職 員	39.2 歳
行 政 職 員	41.3

2 給与勧告の基本的な考え方

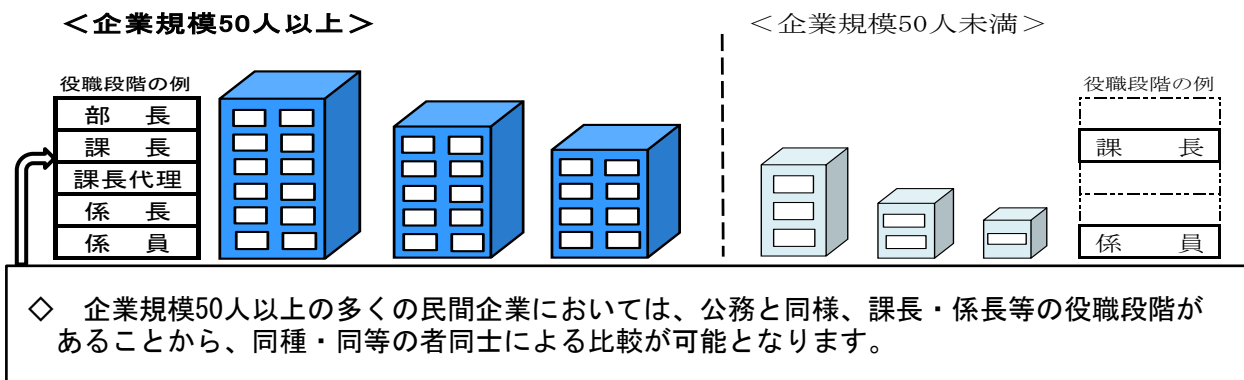
- 公務員は民間の従業員とは異なり、団体交渉権、争議権の一部が制約されているため、その代償措置として、地方公務員法に基づき人事委員会による給与勧告制度が設けられています。この制度は職員の給与について、県民の理解と納得を得る重要な役割を担っています。
- そのため、本委員会は、職員の給与を、国家公務員の給与との均衡も考慮しつつ、その時々が生計費、経済・雇用情勢等を反映した民間従業員の給与と均衡させることが基本であると考えています。
- また、毎月支払われる月例給については、民間の従業員と職員の4月分の給与を調査して比較し、特別給（ボーナス）については、過去1年間の民間の支給月数を調査して職員の1年間の支給月数と比較した上で、給与勧告を行っています。
- この方法は、情勢適応の原則や均衡の原則など、給与決定の原則に則った最も合理的な方法と考えられています。



3 民間給与の調査対象

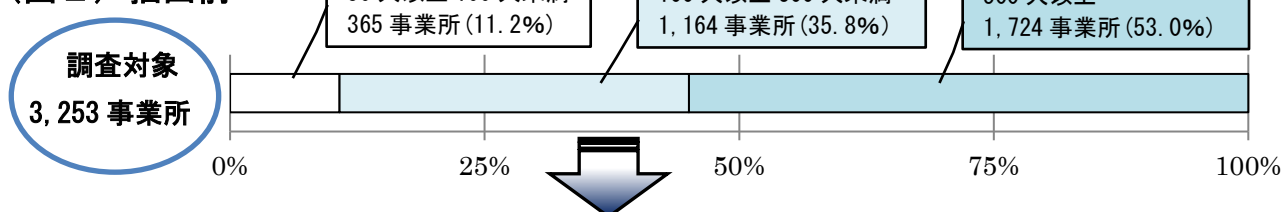
- 企業規模50人以上（図1）、かつ事業所規模50人以上の県内3,253事業所（図2）のうち、層化無作為抽出法（図3）により抽出した679事業所（図4）を対象に、事務・技術関係職種等36,103人の本年4月に支払われた給与月額等を調査しました。

（図1）民間給与の調査対象

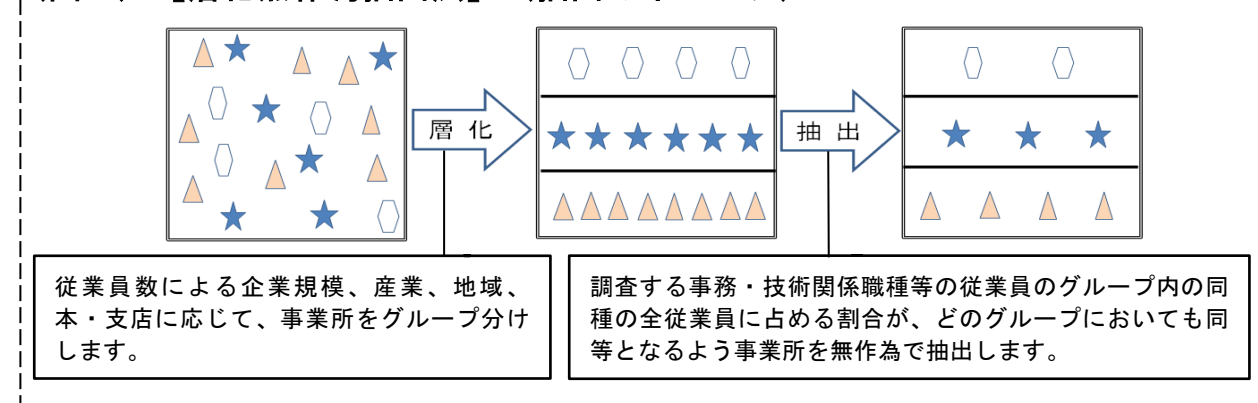


＜企業規模別の調査対象事業所【抽出前・抽出後】＞

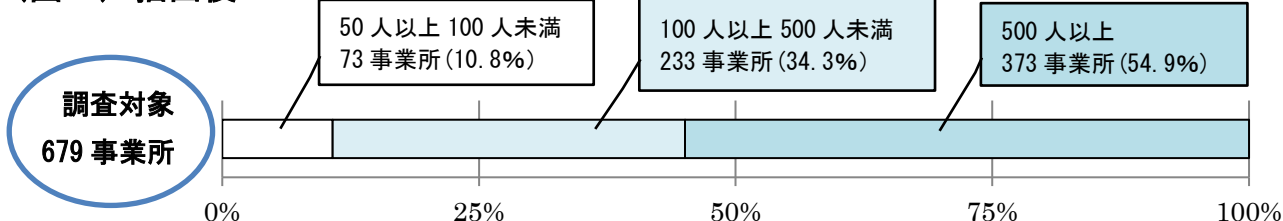
（図2）抽出前



（図3）【層化無作為抽出法】（抽出のイメージ）



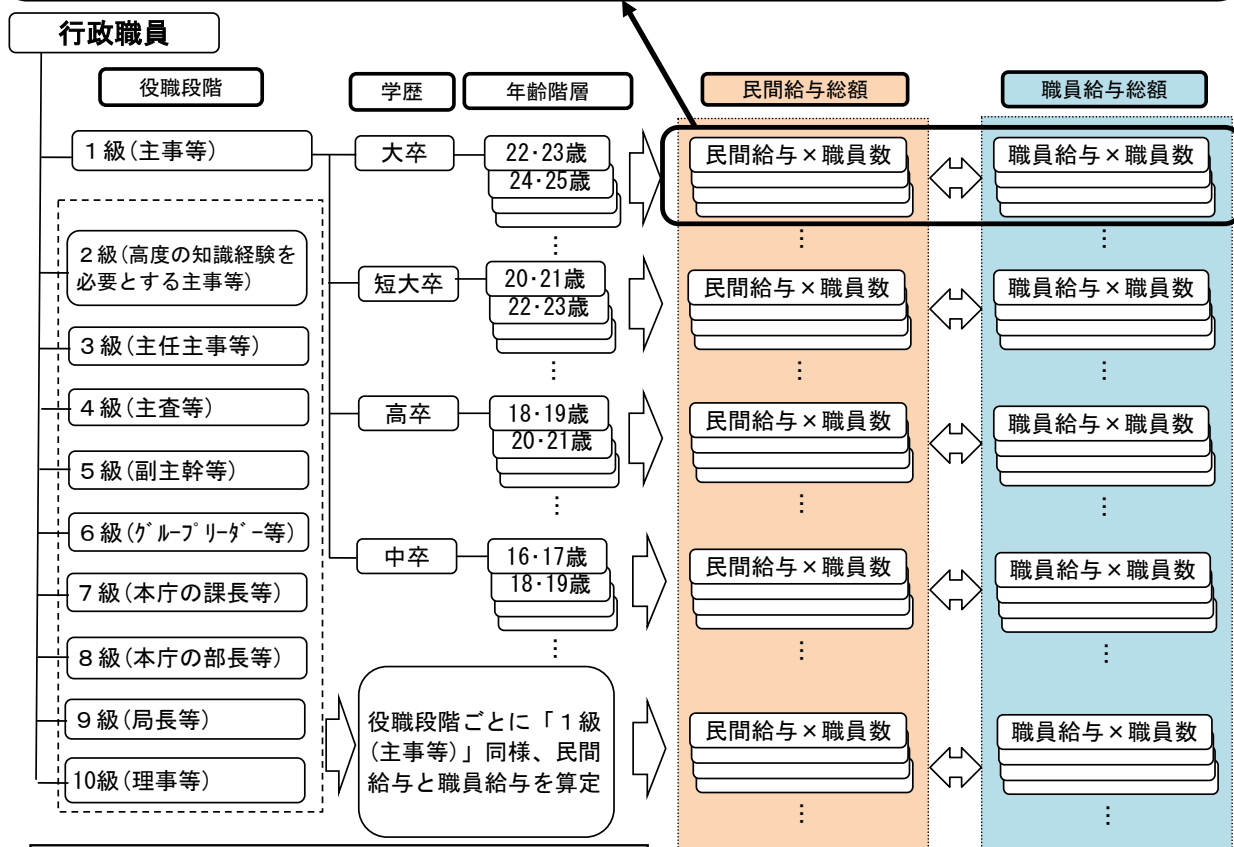
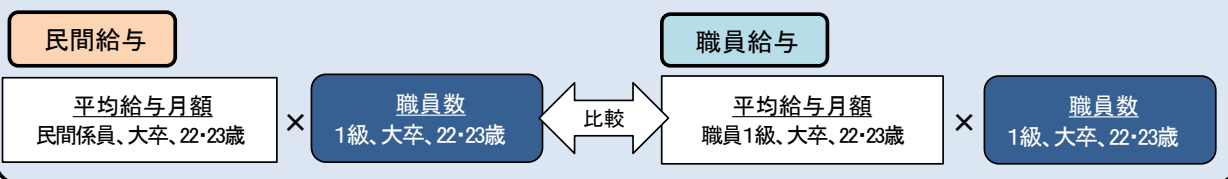
（図4）抽出後



4 民間給与との比較方法（ラスパイレス方式）

○ 本委員会は、一般の行政事務を行っている職員（行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員）と、これに類似すると認められる事務・技術関係職種の民間従業員を対象に、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与月額を対比させ、民間従業員の給与月額を、職員の人員構成に置き換えて算出した平均給与月額（A）と、職員の平均給与月額（B）との精密な比較（ラスパイレス方式）を行っています。

<比較方法>（1級、大卒、22・23歳の比較）



令和6年の公民較差 10,818円（2.78%）
【算定方法】
 民間給与の平均額（399,951円）（A）
 職員給与の平均額（389,133円）（B）

民間給与総額 ÷ 職員総数
 = 399,951円（A）
 （民間給与の平均額）

職員給与総額 ÷ 職員総数
 = 389,133円（B）
 （職員給与の平均額）

5 給料表の改定について

- 本年4月時点で、職員の給与が民間従業員の給与を10,818円（2.78%）下回っていることから、民間従業員の給与との均衡を図るため、職員の給料表を改定することにより月例給を引上げ、この較差を解消することとしました。
- 民間との給与比較を行っている「行政職給料表(1)」及び「学校行政職給料表」の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、人事院による行政職俸給表(一)の改定に準じて、23,600円を限度に初任給を引き上げることとしました。また、これを踏まえ、若年層が在職する号給に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給にも重点を置き、その他の職員が在職する号給は改定率を逡減させる形によって、全ての級号給で引上げ改定を行うこととしました。
- 行政職給料表(1)の各級号給の改定額、主な職の改定額については、下記（表1）及び（表2）のとおりです。

（表1）【行政職給料表(1)における各級号給別の改定額】

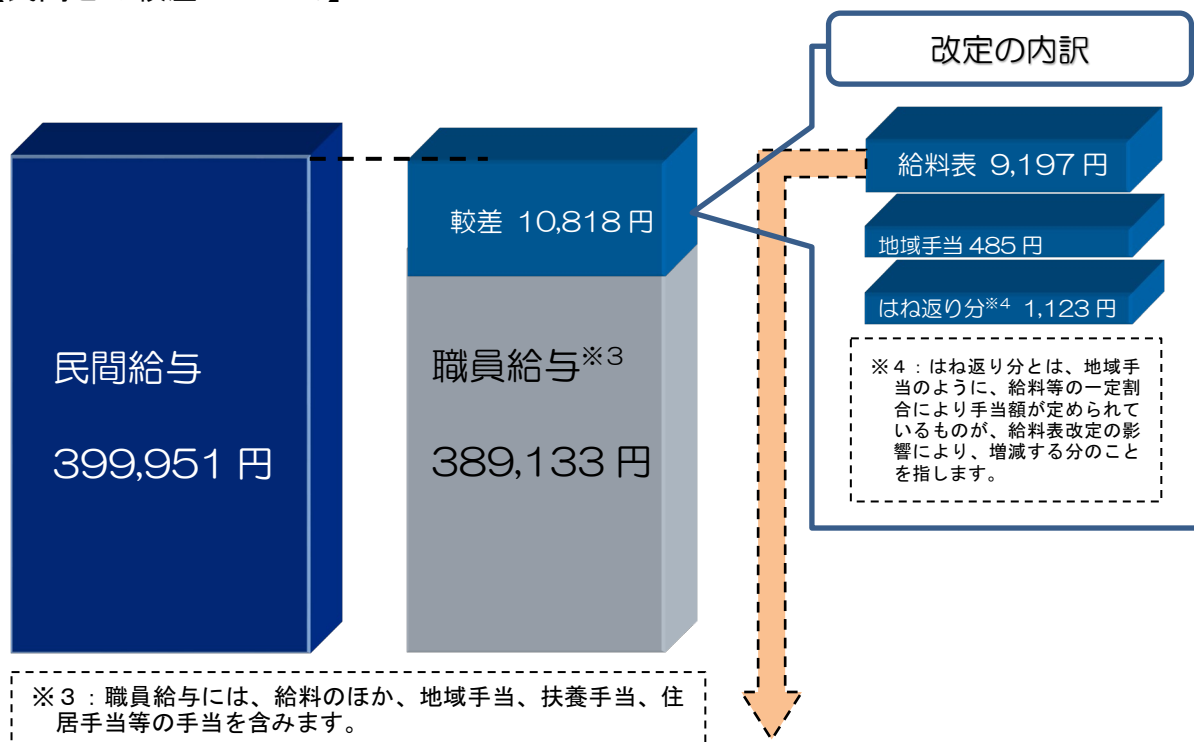
級 基準 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級			
	主事等	高度の知識 経験を必要 とする主事 等	主任 主事等	主査等	副主幹 等	グループ リーダー 等	本庁の 課長等	本庁の 部長等	局長等	理事等			
1～10号給	1～36 号給 26,300円 ～ 21,400円 【①②】	1～5 号給 22,000円 ～ 21,600円	1～14 号給 20,400円 ～ 15,600円	1～5 号給 15,700円 ～ 15,600円	1～18 号給 14,400円 ～ 8,800円	1～11 号給 11,900円 ～ 8,900円	1～65 号給 7,900円 ～ 4,700円 【⑤】	1～45 号給 5,300円 ～ 5,000円	1～41 号給 5,600円	1～21 号給 5,900円			
11～20号給		6～28 号給 21,300円 ～ 15,500円	15～39 号給 15,400円 ～ 8,800円	6～25 号給 15,400円 ～ 8,900円	19～101 号給 8,600円 ～ 4,200円	12～93 号給 8,500円 ～ 4,400円							
21～30号給		29～53 号給 15,200円 ～ 8,800円 【③】	40～113 号給 8,500円 ～ 3,700円	26～105 号給 8,600円 ～ 4,100円 【④】						8,500円 ～ 4,400円			
31～40号給	37～57 号給 21,200円 ～ 15,500円	54～125 号給 8,600円 ～ 3,300円	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円								8,500円 ～ 3,700円		
41～50号給	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円										8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円
51～60号給	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円												
61～70号給	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
71～80号給	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
81～90号給	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
91～125号給	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円			
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円		8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円								
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円	8,500円 ～ 3,700円				8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円						
	58～93 号給 15,000円 ～ 8,700円							8,500円 ～ 3,700円	8,500円 ～ 3,700円				

（表2）【行政職給料表(1)における主な職の改定額】

表1 記載番号	職	年齢※1	級-号給※2	改定前 給料月額	改定額 (改定率)	改定後 給料月額
①	主事等 (新規高校卒)	18歳	1-9	170,900円	23,600円 (13.8%)	194,500円
②	主事等 (新規大学卒)	22歳	1-29	202,400円	23,200円 (11.5%)	225,600円
③	高度の知識経験を必要とする主事等	32歳	2-33	252,400円	14,600円 (5.8%)	267,000円
④	主査等	45歳	4-56	362,400円	4,300円 (1.2%)	366,700円
⑤	本庁の課長等	54歳	7-65	447,500円	4,700円 (1.1%)	452,200円

※1:各職の平均年齢を記載 ※2:各職の平均年齢の者が、最も多く適用されている号給を記載(※1・2ともに①・②を除く)

【民間との較差について】



- 行政職員一人当たりの「改定後の平均給料月額」から「改定前の平均給料月額」を引いた額が 9,197 円 となります。この額が給料表改定に伴い、まず必要となる額です。

行政職員数（A）	8,898 人	令和 6 年 4 月 1 日現在の行政職員数
改定前総額（B）	2,895,391,800 円	令和 6 年 4 月に支給された行政職員給料月額 の総額
改定前平均給料月額（C） 【B／A】	325,398 円	改定前総額（B）を行政職員数（A）で除し た平均給料月額(小数点以下第 1 位を四捨五 入した額)
改定後総額（D）	2,977,221,900 円	改定後の行政職員給料月額の総額
改定後平均給料月額（E） 【D／A】	334,595 円	改定後総額（D）を行政職員数（A）で除し た平均給料月額(小数点以下第 1 位を四捨五 入した額)
給料表改定に伴い必要となる額（地域手 当等へのはね返し分を除く）【E－C】	<u>9,197 円</u>	改定後平均給料月額（E）を改定前平均給料 月額（C）で引いた額

- この 9,197 円に、地域手当の 485 円分と、はね返し分の 1,123 円を加えた額が、給料表改定に伴う行政職員一人当たりの平均改定額（10,805 円）となります。
- 「行政職給料表(1)」及び「学校行政職給料表」以外の給料表については、「行政職給料表(1)」との均衡を基本に改定することとしました。

6 最近の給与報告・勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当	
	公民較差		年間支給月数	対前年比増減
平成 27 年	0. 68% (2, 736 円)	引上げ	4. 20 月	+0. 10 月
平成 28 年	0. 20% (784 円)	引上げ	4. 30 月	+0. 10 月
平成 29 年	0. 13% (505 円)	引上げ	4. 40 月	+0. 10 月
平成 30 年	0. 17% (697 円)	引上げ	4. 45 月	+0. 05 月
令和元年	0. 11% (440 円)	引上げ	4. 50 月	+0. 05 月
令和 2 年	△0. 01% (△ 33 円)	勧告なし (改定なし)	4. 45 月	△0. 05 月
令和 3 年	0. 00% (△ 16 円)	勧告なし (改定なし)	4. 30 月	△0. 15 月
令和 4 年	0. 27% (1, 064 円)	引上げ	4. 40 月	+0. 10 月
令和 5 年	0. 98% (3, 786 円)	引上げ	4. 50 月	+0. 10 月
令和 6 年	2. 78% (10, 818 円)	引上げ	4. 60 月	+0. 10 月

人事委員会とは

人事委員会は、地方公務員法の定めるところにより設置され、3人の委員をもって組織されています。地方公共団体における人事行政の専門性・特殊性の観点から、専門的・中立的機関として権限を行使し、より適正な人事が行われるようにすることが人事委員会の使命です。

人事委員会の権限は、性格により以下の3つに分類できます。

- ①行政権限：給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長への勧告、競争試験または選考試験の実施 等
- ②準司法的権限：勤務条件に係る措置要求の審査、不利益処分の審査請求の審査 等
- ③準立法的権限：人事委員会規則の制定 等



3 公平審査関係業務

職員が全力をあげて職務に専念し、適正かつ能率的な業務を行うためには、職員の身分が保障され、適切な勤務条件が確保されている必要がある。

それらが不十分であったり、あるいは侵害された場合の救済の手段として、地方公務員法では「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に関する審査請求」の制度が定められている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、その要求を審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合は、権限を有する機関に対して必要な勧告をするなどの措置を執る。

令和6年度における措置の要求の処理状況は、次のとおりである。

年度当初 係属件数	新 規 件 数	処 理 件 数					年 度 末 係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行う。また、必要があると認めた場合は、処分者に対し、職員が当該処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和6年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

年度当初 係属件数	新 規 件 数	処 理 件 数						年 度 末 係属件数
		処分取消	処分修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
5 件	4 件	0 件	0 件	2 件	0 件	1 件	3 件	6 件

(3) 苦情相談

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合は、職員の苦情相談に関する規則の規定に基づき、助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。また、必要に応じて、関係者に対し、事情聴取、照会その他の調査を行う。

令和6年度における苦情相談の状況は、次のとおりである。

新規申出件数	相談終了件数	年度末係属件数
34件	33件	1 件

(4) 公務災害補償審査請求

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」第5条の規定に基づき、学校医等から補償の実施に関して審査請求があった場合に、これを審査して裁定を行う。令和6年度は、審査の請求はなかった。

4 勤務時間、休暇等勤務条件関係業務

(1) 勤務条件に係る人事委員会の役割

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する制度について絶えず研究を行い、その結果を県議会及び知事に対し報告している。

職員の勤務時間、休暇等の勤務条件に関することは、地方公務員法第24条第5項の規定により、条例（「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等）により定められるが、職員の人事行政に関する条例の制定又は改廃に関しては、同法第5条第2項の規定により、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされ、また、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関しては、同法第8条第1項第3号の規定により議会又は長に対し意見を申し出ることとされている。条例の実施に関し必要な事項（手続、要件等）は、同条第5項の規定に基づき人事委員会規則（「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等）により定めるとともに、適正な運用を図るため、運用通知を定めている。

(2) 条例案に対する意見の提出

令和6年度において、勤務条件等に係る条例の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会又は知事からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次の3件について異議がない旨意見を申し出た。

ア 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例のうち、

- ・職員の分限に関する条例の一部改正
 - ・市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正
- に関する部分（定県第23号議案）

イ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（定県第34号議案）

ウ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例のうち、第2条第2項及び第3条に関する部分

(3) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項の規定に基づき令和6年度中に公布した勤務条件関係規則は、次の6件である。また、勤務条件関係の規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために規則の運用について通知したものは、次の4件である。

<規則関係>

ア 制定 0件

イ 一部改正 6件

- (ア) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第4号）
- (イ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第5号）
- (ウ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第24号）
- (エ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第25号）
- (オ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第26号）
- (カ) 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和7年人委規則第27号）

<通知関係>

ア 制定 0件

イ 一部改正 4件

- (ア) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和7年人委第148号）
- (イ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和7年人委第149号）
- (ウ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和7年人委第150号）
- (エ) 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の運用についての一部改正について（令和7年人委第151号）

(4) 「職員の勤務時間、休暇等」の発行

各所属での勤務条件に関する実務の円滑な実施に資するため、勤務時間、休暇等の諸制度について解説するとともに、実例等を盛り込んだ「職員の勤務時間、休暇等」（昭和57年3月初版）を作成している。

平成17年4月に電子化（令和5年10月改訂）し、庁内で共有している。

5 労働基準監督機関としての業務

(1) 労働基準監督機関としての職権行使

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

人事委員会が労働基準監督機関として職権を行使する県機関の事業所（所属）は、令和7年4月1日現在で、481事業所である。（別表1の1）

なお、現業職員（労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに該当する事業所に勤務する職員及び単純労務職員）については、労働基準監督官（労働基準監督署長）が職権を行使する。

労働基準監督官（労働基準監督署長）が職権を行使する県の事業所（所属）は、令和7年4月1日現在で、35事業所である。（別表1の2）

(2) 労働基準監督機関としての職権行使の状況

ア 各事業所における管理状況の把握と指導

労働基準法、労働安全衛生法等により各事業所に義務づけられている事項（勤務時間関係、衛生関係、健康診断関係、特定機械等の管理関係等）について、各事業所の自主的管理を促すとともに、人事委員会として総合的に各事業所の状況を把握するため、「労働基準・労働安全衛生自主管理表」を対象の全事業所に配付し、年度ごとの記入を求め、毎年その写しの提出を求めている。

「労働基準・労働安全衛生自主管理表」によるデータは集計し、各任命権者、事業所の指導に活用している。

イ 事業所調査と指導

職員の勤務条件の維持向上、安全衛生の確保を図るため、毎年一定の事業所を抽出し、職員の勤務時間、衛生管理体制、健康管理体制、衛生基準、ボイラー等の特定機械に係る管理状況等について、事業所に赴いての調査・指導を実施している。

令和6年度は、10事業所を抽出して書面により調査・指導を実施した。主な指導内容は、時間外労働・休日労働に関する協定届など勤務条件に関する事項、衛生委員会の開催など安全衛生に関する事項等であった。

ウ 許認可等の事務

労働基準法、労働安全衛生法は、職員の適切な勤務条件、安全衛生を確保するため、勤務条件、衛生管理及び安全管理に関することについて一定の基準を定め、事業主（各所属長）に対し、所定の場合に、労働基準監督機関の許可を得ること等を求めている。

令和6年度は、時間外労働・休日労働に関する協定届や健康診断結果報告の受理など、合計1,275件の届出、報告等があった。（別表2）

エ 研修会、研究会

人事委員会は、労働基準監督機関として、事業主が労働安全衛生対策を積極的に進めるための知識の普及に努めている。

令和6年度は、職場で進める安全衛生に関する講演、労働基準関係法令に係る諸手続を中心に机上研修を実施した。

オ 「労働基準関係事務の手引」の発行

各所属で労働基準法、労働安全衛生法等に関する実務の円滑な実施に資するため、労働基準法、労働安全衛生法等について解説し、必要な事務手続を説明した「労働基準関係事務の手引」を発行（平成元年3月初版、令和4年6月改訂）した。

平成14年10月に「労働基準関係事務の手引」を電子化し、庁内で共有している。

6 職員団体等関係業務

(1) 管理職員等の範囲の決定

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず（地方公務員法第52条第3項）、管理職員等の範囲は人事委員会の規則で定めることとされている（同条第4項）。

人事委員会では、「管理職員等の範囲を定める規則」を制定しており、令和6年度は、職の新設、改廃等により、同規則を改正した。

(2) 職員団体の登録

職員団体の登録の制度は、職員団体の組織及び運営が自主的かつ民主的であることを、人事委員会が確認し、公証するための制度である（地方公務員法第53条）。

令和7年4月1日の登録状況は、別表3のとおりである。

7 働きかけ規制違反に関する監視等業務

地方公務員について、再就職者による依頼等（働きかけ）の規制を導入すること等により退職管理の適正を確保するための措置を講ずることとして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正（平成28年4月1日施行）が行われ、元職員による働きかけの禁止、退職管理の適正を確保するための措置、再就職情報の届出、人事委員会による監視体制の整備等が規定された。

改正後の地方公務員法では、任命権者が違反行為に対して調査を開始するとき等は人事委員会に通知（報告）すること、人事委員会は違反行為があると思料するときは任命権者に調査を要求すること等が定められた。

令和6年度においては、任命権者からの通知（報告）、任命権者への調査要求等はなかった。

8 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

(1) 市町村等の公平委員会の事務の受託

公平委員会は、職員の利益保護を図り、公正な人事権の行使を保障するために、市町村、地方公共団体の組合に置かれる機関であるが、地方公務員法第7条第4項は、公平委員会事務の簡素・効率化の観点から、公平委員会の事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることを定めている。

この規定に基づき、令和7年4月1日現在では、神奈川県は県内の5市13町1村9一部事務組合1広域連合の計29団体と公平委員会の事務委託に関する規約を締結し、規約に基づき、県人事委員会が、これら受託団体の公平委員会事務を実施している。

(2) 受託団体

公平委員会事務の委託を受けている団体は、次のとおりである。(令和7年4月1日現在)

市 (5市)	伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
町村 (13町1村)	葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
一部事務組合 (9組合)	秦野市伊勢原市環境衛生組合、高座清掃施設組合、足柄上衛生組合、湯河原町真鶴町衛生組合、広域大和斎場組合、足柄東部清掃組合、神奈川県市町村職員退職手当組合、足柄西部清掃組合、神奈川県町村情報システム共同事業組合
広域連合 (1連合)	神奈川県後期高齢者医療広域連合

(3) 受託事務

人事委員会が委託を受けている市町村等公平委員会の事務は、公平審査(苦情相談を含む。)に係る事務、職員団体に係る事務及び働きかけ規制違反に関する監視等に係る事務である。

ア 公平審査関係業務

令和6年度において、受託市町村等職員からの不利益処分に対する審査請求事案1件があり、勤務条件に係る措置要求事案はなかった。

イ 職員団体等関係業務

人事委員会では、「神奈川県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則」を制定しており、令和6年度は、職の新設、改廃等により、同規則を改正した。

受託団体における職員団体の登録について、令和6年度は、新たな登録はなかった。令和7年4月1日の登録状況は、別表3のとおりである。

ウ 働きかけ規制違反に関する監視等業務

令和6年度は、任命権者からの通知(報告)、任命権者への調査要求等はなかった。

9 退職手当の支給制限等の処分に係る審査業務

神奈川県では、国家公務員の例に準じ、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する県民の信頼確保に資するため、退職手当支払後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職した者に退職手当の返納を命ずることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けることとなり、同制度を創設すること等を内容とする職員の退職手当に関する条例の一部改正が平成21年7月17日に施行された。

同制度では、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、任命権者が懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限や、本人又は遺族に対する返納命令などの処分を行う際には、人事委員会から意見の聴取をすることとされた。令和6年度においては、処理すべき案件はなかった。

〔公平関係資料索引〕

1	別表1 県機関の労働基準法別表第1の号別適用事業所一覧(516箇所)	46
2	別表2 労働基準監督機関としての職権行使状況(令和6年度)	48
3	別表3 職員団体の登録状況	49

別表 1 県機関の労働基準法別表第 1 の号別適用事業所一覧(516 箇所)

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1 人事委員会が労働基準監督機関として所管する事業所(481 箇所)

労働基準法別表第 1 等の区分	事業内容	事業所名
12号	教育 研究 調査	温泉地学研究所 消防学校 公文書館 スポーツセンター 青少年センター 水産技術センター 水産技術センター試験場(2) 農業技術センター かながわ農業アカデミー 畜産技術センター 衛生研究所 看護専門学校等(3) 産業技術短期大学校 総合職業技術校(2) 東部総合職業技術校二俣川支所 神奈川障害者職業能力開発校 図書館(2) 金沢文庫 近代美術館 総合教育センター 博物館(2) 高等学校(134) 中等教育学校(2) 特別支援学校(29) (注 1)
官公署の事業(別表第 1 に掲げる事業を除く。)	労働基準法別表第 1 各号に該当しない官公署	知事部局本庁各室課(98) 東京事務所 統計センター 県税事務所(12) 自動車税管理事務所 給与事務センター かながわチャレンジオフィス 総合防災センター かながわ男女共同参画センター 女性相談支援センター かながわ県民活動サポートセンター パスポートセンター パスポートセンター支所(2) 児童相談所(6) 環境科学センター 自然環境保全センター 漁港事務所(2) 農業技術センター地区事務所(4) 家畜保健衛生所(2) 計量検定所 かながわ労働センター かながわ労働センター支所(3) 障害者雇用促進センター リニア中央新幹線推進事務所 地域県政総合センター(4) 議会局 教育委員会本庁各室課(15) 学校事務センター サポートオフィス 教育事務所(4) 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会 神奈川海区漁業調整委員会事務局 警察本部本庁各室課(43) サイバーセキュリティ対策本部 自動車警ら隊 鉄道警察隊 機動捜査隊 科学捜査研究所 第一交通機動隊 第二交通機動隊 高速道路交通警察隊 第一機動隊 第二機動隊 大和留置施設 警察学校 市警察部・方面本部(4) 警察署(54)

(注 1) 特別支援学校のうち、平塚盲学校及び平塚ろう学校に付置された寄宿舎並びに横浜南支援学校、秦野支援学校、津久井支援学校、麻生支援学校、金沢支援学校、岩戸支援学校、相模原中央支援学校、あおば支援学校、横浜ひなたやま支援学校及びえびな支援学校以外の特別支援学校に付置された給食場は、特別支援学校とは別個の事業所として指定。

2 労働基準監督署が労働基準監督機関として所管する事業所(35箇所)

労 基 法 別表第1等 の 区 分	事業内容	事 業 所 名	
1号	製 造	教育委員会（学校給食関係）（注2）	（1）
3号	土 建 木 築	横浜川崎地区農政事務所 土木事務所(5) 厚木土木事務所東部センター 厚木土木事務所津久井治水センター 県西土木事務所小田原土木センター 横浜川崎治水事務所 横浜川崎治水事務所川崎治水センター 流域下水道整備事務所 住宅営繕事務所	（13）
13号	保健衛生	子ども自立生活支援センター おいそ学園 保健福祉事務所(4) 保健福祉事務所地域センター(4) 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 煤ヶ谷診療所 精神保健福祉センター 総合療育相談センター さがみ緑風園 中井やまゆり園 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校寄宿舎(2)（注3）	（20）
15号	焼却清掃	資源循環推進課横須賀駐在事務所	（1）

（注2） 特別支援学校のうち、横浜南支援学校、秦野支援学校、津久井支援学校、麻生支援学校、金沢支援学校、岩戸支援学校、相模原中央支援学校、あおば支援学校、横浜ひなたやま支援学校及びえびな支援学校以外の特別支援学校に付置された給食場を一括して一の事業場とみなす。

（注3） 特別支援学校のうち、平塚盲学校及び平塚ろう学校に付置された寄宿舎は、独立した事業所として指定。

（参考）

号別適用事業所数集計表

人事委員会 職権行使対象事業所		労働基準監督署 職権行使対象事業所		合 計
号 別	事業所数	号 別	事業所数	
12号	192	1号	1	
官公署	289	3号	13	
		13号	20	
		15号	1	
計	481	計	35	516

別表 2 労働基準監督機関としての職権行使状況（令和6年度）

内 容	件 数	内 容	件 数
解雇予告除外認定申請書受理	5	ゴンドラ性能検査結果報告受理	1
時間外労働・休日労働に関する協定届受理	193	ゴンドラ休止報告受理	0
断続的な宿直又は日直勤務許可	1	ゴンドラ廃止報告受理	0
衛生管理者選任報告受理	166	ゴンドラ変更届受理	0
産業医選任報告受理	27	クレーン性能検査結果報告受理	0
定期健康診断結果報告受理	391	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等(ストレスチェック)報告書	267
労働者死傷病報告受理	86	有機溶剤等健康診断結果報告受理	35
ボイラー変更届受理	0	特定化学物質等健康診断結果報告受理	21
ボイラー性能検査結果報告受理	19	石綿健康診断結果報告受理	31
ボイラー休止報告受理	0	電離放射線業務健康診断結果報告受理	5
ボイラー廃止報告受理	1	高気圧業務健康診断結果報告受理	7
第一種圧力容器性能検査結果報告受理	10	鉛業務健康診断結果報告受理	0
第一種圧力容器休止報告受理	1	その他機械(放射線装置等)設置報告受理	1
第一種圧力容器廃止報告受理	1	その他各種報告等受理	6
合 計			1,275

（参考）

1 特定機械等設置数 (R7.3.31現在)

ボイラー	28
第一種圧力容器	28
クレーン	0
ゴンドラ	1
計	57

2 特定機械等設置事業所数 (R7.3.31現在)

知事部局	13
教育委員会	21
警察本部	24
計	58

別表 3 職員団体の登録状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	職員団体の名称	登録年月日	単一体・連合体の別	法人格の有無
県 関 係	神奈川県職員労働組合	昭和41年10月 5 日	単一体	有
	自治労神奈川県職員労働組合	平成 2 年 3 月23日	単一体	有
	神奈川県教職員組合	昭和41年10月 5 日	連合体	有
	神奈川県高等学校教職員組合	昭和41年10月 5 日	単一体	有
	三浦半島地区教職員組合	昭和43年 6 月17日	単一体	有
	西湘地区教職員組合	昭和43年 6 月17日	単一体	有
	湘北教職員組合	昭和43年 7 月12日	単一体	有
	湘南教職員組合	昭和43年 7 月29日	単一体	有
	中地区教職員組合	昭和43年 8 月14日	単一体	有
	神奈川県学校事務労働組合	平成10年 3 月10日	連合体	無
	学校事務職員労働組合神奈川	昭和56年 3 月 4 日	単一体	有
	神奈川県学校事務労働組合・県央	平成 9 年 2 月24日	単一体	無
	神奈川県立障害児学校教職員組合	昭和60年 5 月13日	単一体	有
	神奈川県公立小中学校管理職組合	昭和48年 8 月22日	連合体	有
	小田原・足柄下地区公立小中学校管理職組合	昭和48年10月19日	単一体	無
	茅ヶ崎市寒川町小中学校長教頭組合	昭和49年 1 月23日	単一体	無
	厚木市愛甲郡公立小中学校管理職組合	昭和49年 3 月28日	単一体	無
	逗葉地区公立小中学校管理職組合	昭和49年11月 6 日	単一体	無
	足柄上地区公立小中学校管理職組合	昭和50年 1 月27日	単一体	無
	大和市・座間市・海老市・綾瀬市公立小中学校管理職組合	昭和53年 5 月23日	単一体	無
	中郡公立小中学校管理職組合	昭和54年 7 月24日	単一体	無
	神奈川県の部活動問題を考える会	令和 5 年 8 月16日	単一体	無
	(小 計) 22団体			
受 託 市 町 村 関 係	伊勢原市立小中学校校長教頭組合	昭和49年 8 月 9 日	単一体	無
	自治労海老名市職員労働組合	昭和41年10月 5 日	単一体	無
	座間市職員労働組合	昭和46年 4 月24日	単一体	有
	自治労座間市職員組合	昭和56年 5 月22日	単一体	無
	自治労南足柄市職員組合	平成 7 年10月12日	単一体	無
	自治労綾瀬市職員労働組合	昭和47年 4 月17日	単一体	無
	全日本自治団体労働組合神奈川県本部葉山町職員労働組合	昭和49年 6 月13日	単一体	無
	自治労寒川町職員労働組合	昭和48年 6 月22日	単一体	有
	愛川町職員組合	昭和41年10月 5 日	単一体	無
	二宮町職員組合	昭和41年10月 5 日	単一体	無
	大井町職員組合	昭和55年11月20日	単一体	無
	山北町職員組合	昭和54年 6 月25日	単一体	無
	開成町職員組合	昭和53年 9 月16日	単一体	無
	湯河原町職員労働組合	平成元年 5 月20日	単一体	無
	(小 計) 14 団体			
	合 計 36 団体			

10 人事委員会協議会等事業結果

人事に関する共通の問題を全国の人事委員会で相互に研究討議し、より適正な公務員制度運用と円滑な人事行政実現のため、人事委員会の設置制度時に次の組織が発足、本県は当初から積極的に参加し、任用、給与、公平問題等各方面にわたり、研究協議を行っている。

- (1) 全国人事委員会連合会(全人連) 昭和26年に各都道府県及び指定都市等の人事委員会で組織。現在、69の人事委員会で構成。
- (2) 関東甲信越静岡人事委員会協議会 全人連の下部組織として組織。現在、1都10県で構成。(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡)
- (3) 十六都道府県人事委員会協議会 現在、1都1道2府12県で構成。(北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、新潟、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、熊本)
- (4) 三県人事委員会連絡協議会 現在、3県で構成。(神奈川、埼玉、千葉)

これらを通じ、人事委員会相互の連絡を密にしながら、人事関係資料の交換はもとより、当面の人事委員会業務、人事行政上の諸問題について検討協議し、適切にこれに対処できるよう努めている。

なお、令和6年度の事業結果は、次表のとおりである。

(1) 全国人事委員会連合会

ア 会 議

日程・担当	名 称	内 容
R6. 6. 27 東京都	第132回 総会	1 議 事 第1号議案 令和5年度決算について 第2号議案 令和6年度事業計画案及び予算案について 第3号議案 第133回総会について 2 報 告 報告第1号 令和4・5年度専門部会の結果報告について 報告第2号 第66回公平審査事務研修会の結果報告について 報告第3号 第67回公平審査事務研修会について 報告第4号 第68回公平審査事務研修会について 報告第5号 令和6年度理事について 報告第6号 「園遊会」への招待者について 報告第7号 ブロック活動状況報告について 3 講 演 『最近の人事院の取組について』 人事院統括審議官 役田 平 氏

イ 研 修 会

日程・担当	名 称	内 容
R6. 7. 8、9 宮城県	第67回 公平審査 事務 研修会	講演 「地方公務員行政の現状と課題」 講師 総務省自治行政局公務員部公務員課長 細田 大造 氏 分科会研究討議 研究テーマ ・少額な窃盗により逮捕・起訴された職員の懲戒免職処分について ・懲戒処分の対象事実に争いがある場合の事実認定について

(2) 関東甲信越静岡人事委員会協議会

ア 会 議

日程・担当	名 称	内 容
R6. 5. 10 群馬県	委員長・ 事務局長 会議	協議事項 第1号議案 関東甲信越静岡ブロック令和5年度事業報告 第2号議案 幹事県としての報告 第3号議案 令和5年度歳入歳出決算報告 第4号議案 令和6年度事業計画（案） 第5号議案 令和6年度歳入歳出予算（案） 第6号議案 令和6年度幹事人事委員会の選出について 第7号議案 令和6年度の会計監査にあたる人事委員会事務局長の選出について 第8号議案 令和6年度全国人事委員会連合会の理事の選出について 第9号議案 令和6年度全国人事委員会連合会の役員（会長・副会長）の改選のための選考委員の選出について 第10号議案 令和6年度全国人事委員会連合会の公平審査事務研修会の座長及び記録係の選出について その他 ① 次回委員長・事務局長会議の開催担当都県の決定について ② 全国人事委員会連合会役員会等の結果報告について 総務省講演 「地方公務員の給与・定員等について」 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室 西畑 宏治 課長補佐 「地方公務員をめぐる状況について」 総務省自治行政局公務員部公務員課 鎌倉 静香 課長補佐 情報交換 1 委員長による情報交換 テーマ：「フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進について」 2 事務局長による情報交換 テーマ：「人材の確保について」
R6. 9. 6 神奈川県 オンライン開催	事務局長 会議	協議事項 1 令和8年度委員長・事務局長会議の開催都県の内定について 2 令和7年度における幹事県及び諸会議開催都県の内定について 3 令和7年度全国人事委員会連合会の理事の選出について 4 令和7年度全国人事委員会連合会公平審査事務研修会の座長及び記録係の選出について 5 全国人事委員会連合会専門部会構成員の選出について 情報交換 1 令和6年給与等に関する報告及び勧告の検討状況について 2 人事委員会勧告・報告における人員増等の言及について

イ 研 修 会

日程・担当	名 称	内 容
R6. 6. 14 新潟県 (於：東京都千代田区 都道府県会館)	公平審査 事務 研修会	研修議題 少額の領置金を窃取したことにより懲戒免職となった事例 情報交換 1 退職した職員からの苦情相談について 2 調書作成に係る文字起こしについて 3 苦情処理の状況
群馬県 書面開催	任用事務 研修会	情報交換会議議題 1 県職員の仕事内容や職種を紹介する説明会等の取組について 2 採用試験業務で使用しているシステムについて 3 個別面接における質問展開例について 4 競争試験の複数回実施の状況と課題について 5 個別相談窓口（web）の通年開設について 6 高校卒業程度採用試験における最終合格発表の早期化について 7 資格免許職における専門試験の実施方法について 8 一般職の任期付職員（法第4条関係）の採用方法について 9 就職氷河期世代支援を目的とした職員採用試験について
神奈川県 書面開催	給与事務 研修会	研修議題 1 獣医師に係る初任給調整手当について 2 フレックスタイム制（1か月単位の変形労働時間制）を利用して勤務している職員の時間外勤務手当について 3 教職調整額引上げの法改正に伴う勧告の必要性について 4 警部補の昇格基準について 5 通勤手当に係る特別料金等の全額支給化に伴う諸問題について（高速道路通行料金の実費支給化に向けた検討について） 6 地域手当の見直しについて 7 週休3日のフレックスタイム制で勤務する場合の通勤手当の取扱いについて

(3) 十六都道府県人事委員会協議会

日程・担当	名 称	内 容
R6. 4. 24 宮城県	委員長・ 事務局長 会議	一般議題 1 令和 5 年度事業報告及び決算報告について 2 令和 6 年度事業計画（案）及び予算（案）について 3 令和 6 年度幹事人事委員会の決定及び令和 5 年度会計監査にあたる人事委員会事務局長の選出について 提案議題 人材確保に係る取組について 意見交換事項 (1) 苦情相談対応について (2) 就職説明会等への参加状況等について
R6. 7. 12 千葉県 オンライン開催	事務局長 会議	議題 1 離職防止に向けた取組について 2 職員募集に係る広報の実施状況について 意見交換事項 1 採用試験への応募者の確保に向けたSPI 試験等の導入状況について 2 在宅勤務手当の新設等について 3 解雇予告除外認定に係る「労働者の責めに帰すべき事由」の判断について その他 ・次期開催都道府県について

(4) 三県人事委員会連絡協議会

日程・担当	名 称	内 容
R7.3.5 埼玉県	任用担当 課長会議	議題 1 採用候補者名簿の期限延長及び大学 3 年生を対象とした採用試験について 2 今後の採用試験の方向性を検討するための課題について 3 高卒程度試験における受験者の確保について 4 人物試験委員（面接官）について 5 適性検査について 6 令和 6 年度及び令和 7 年度以降の試験制度改革について

神奈川県

人事委員会事務局総務課

〒231-0023 横浜市中区山下町 32（神奈川県横浜合同庁舎 6 階）

電話(045)651-3243（直通） 県庁内線 8413～8414

R 7 . 7